

<論 説>

EU 拡大圏と汎ヨーロッパの未来

石 井 伸 一

目 次

はじめに一深化と拡大

I 10カ国のEU加盟とその課題

II コペンハーゲンの加盟正式承認と迎え入れるEUの課題

III 加盟を目指す中・東欧諸国の政治、経済状況

IV EUの東方拡大と統合の未来

V クォーヴァデイス？ヨーロッパ

おわりに

はじめに一深化と拡大

EU（欧州連合）は、2002年12月、コペンハーゲンの首脳会議で、中・東欧・バルト諸国、キプロス、マルタの10カ国を2004年5月に一括して加盟することを承認し、これにより加盟国25カ国、人口4億5300万人の広大な拡大統合圏が誕生する見通しとなった。

ドイツ、フランス国境のルール、ザール地方の石炭と鉄鋼をヨーロッパの共同管理下に置き、不戦の地域を創ろうという、フランスのロベール・シューマン外相の呼びかけに、独、仏両国のほか、イタリア、ベネルックス3カ国が呼応し、1951年4月に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）条約に調印し、欧州統合の礎が築かれた。ジャン・モネが起草し、シューマン外相が提唱して結実したこの条約は、1952年7月23日に発効してから半世紀を経た2002年に使命を終えたが、欧州統合の輪は、激動の時代の波に洗われ、曲折を経ながら深化と拡大の路線に基づいて脈々と広がってきた。

ECSC後、1957年3月、欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（ユーラトム）を設立するローマ条約の調印、1967年7月、3つの共同体執行機関を統合した欧州共同体（EC）の発足、1992年2月、EU設立のマーストリヒト条約の調印と統合は進展してきた。欧州統合は、1950年代に、安全保障、防衛をめぐって欧州防衛共同体の構想が浮上したが、当時、西ドイツの再軍備に対する警戒感が根強かったため挫折し、経済統合が重点に発展した。EC発足の翌1968年7月、関税同盟、共通農業政策が完成し、深化が具体化した。

特に共通農業政策は、当時は統合の象徴といえる重要な政策で、シューマンやジャン・モネが理想に描いた超国家的な連邦主義が特徴となっている。共通農業政策（CAP）は域内農業を保護

し、農産物価格を統一し、資金はすべて EC の財政が負担し、欧州農業指導保証基金 (EAGGF—European agricultural guidance and guarantee fund) が予算化された。当時の深化の特徴である CAP がどのように変革したかを俯瞰すると、農産物の在庫の過剰、EC 財政の逼迫、農業構造改革の遅れ、ガット (現在は WTO) のウルグアイラウンド交渉で、CAP は閉鎖的で、自由貿易体制に反するという批判が出るなど様々な問題を内包していることも露呈された。

こうした情勢を踏まえ、EC は価格支持政策から農家への直接支払いという補償政策に切り替える改革を 1992 年から実施に移している。そしていま、中・東欧諸国という農業分野での就労が比較的多い旧共産圏諸国の加盟を控えて、EU の CAP は農業財政支出を含めて改革の新たな岐路にさしかかっている。

統合の深化については、市場統合、通貨統合など経済分野での統合の輪が更に膨んだ。1971 年のドル危機 (ニクソン・ショック)、1973 年、1979 年の二次にわたる石油危機でヨーロッパ経済は沈滞期に入ったが、その中から経済を活性化させ再生をめざす域内市場の統合プランが編み出され、人、物、資本、サービスの自由な移動を保証した単一市場が 1993 年から稼働した。

これと並行して、ドル危機に端を発する国際通貨危機にさらされた中から共通の通貨を創ろうという声が高まり、1989 年 4 月、通貨統合をめざすドロール報告 (EC の経済通貨同盟に関する報告書) が単一通貨立ち上げの道筋をつけた。幾多の曲折と苦難の道を辿りながらも、1999 年 1 月から単一通貨「ユーロ」を導入し、2002 年 1 月から、流通を開始した。このユーロは、市場統合を通貨の面で支える重要な要素でもある。

一方で、欧州の統合は、必然的に広域圏を往来し、居住する人の権利に波及し、ヨーロッパ市民権が設定された。マーストリヒト条約で規定される EU 市民権は、居住先での地方選挙、欧州議会の選挙、被選挙権を持ち、また社会労働分野で、例えば、「社会保障と労働者の社会的保護」が社会政策協定に盛り込まれた。更にマーストリヒト条約を一部改正したアムステルダム条約で、「EU は加盟国共通の原則である自由、民主主義、人権の尊重、基本的自由の原則に基づいて設立された」と一歩進めている。国家主権の象徴である自国通貨を消滅させて立ち上げたユーロを初めとする経済統合と合わせて、欧州統合は、自由市場経済に基づくアメリカ型グローバル資本主義に対して、地域統合型の経済・社会のヨーロッパ型モデルを提示している。

一方、統合の拡大について、1973 年にイギリス、デンマーク、アイルランド、1981 年にギリシャ、1986 年にスペイン、ポルトガルが加盟し EC は 12 カ国となった。次いで、1995 年にオーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟し EU は 15 カ国に拡大した。そして今、10 カ国 (ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ) が 2004 年 5 月 1 日に一括加盟する見通しとなった (EU は正式に加盟を承認したが、加盟交渉国の中には国民投票で批准を承認する国もある)。

今回の EU の東方への拡大は、これまでの西ヨーロッパ諸国の加盟とは異なり、(i) 10 カ国という多数国の一括加盟、(ii) 大半が冷戦終結まで旧東欧で呼ばれた旧共産圏諸国、(iii) EU

の境界線が東でロシアと接し、南で地中海のキプロス、マルタに達することから、古代ローマ帝国の版図にまたがる一大拡大圏を特徴としている。人口で4億5300万人、国内総生産で世界の29.5%（現加盟15カ国で28.2%で、9兆2310億ユーロ、10カ国で1.3%増—2001年現在⁽¹⁾）。国と広域圏の比較になるが、人口ではアメリカの2億7800万人を上回り、経済規模ではアメリカの10兆7000億ユーロに迫っている。

欧州委員会は2002年10月9日、加盟予定の10カ国について、機能する市場経済、民主主義、法の支配などEU加盟の条件を取り決めた1993年のコペンハーゲンの政治・経済基準を満たしつつあるとして2004年の加盟を勧告した。この勧告を受けて、EU首脳は10月24、25日のブリュッセルの首脳会議で承認、次いで12月12、13日のコペンハーゲンの首脳会議で正式に承認した。この勧告には政治・経済基準以外に、自由な人の移動、農業、共通外交、安全保障政策など31項目にわたる行政、法体制の整備が交渉の対象になってきたが、2002年内に全体をクリアする見通しがついたことを前提としている。

しかし、同時に、EUは過渡的措置も含めて体制の整備を迫られ、(i)市場統合で保証されている労働力の自由な移動について、最高7年間の過渡的な移行期間を設ける、(ii)農家に対する直接支払の補助金は所得格差を考慮して、段階的なアプローチを取る、(iii)拡大圏を前提に特定多数決制の政策領域を拡大するなどの機構改革を行った。(iii)の機構改革のニース条約については、アイルランドが国民投票で批准を否決する一幕もあった。(iv)中・東欧、バルト諸国の一部の国では、国民投票による批准の結果待ちとなっており、加盟に至るハードルが無い訳ではない。

このうち、10カ国を迎え入れるための機構改革はEUの拡大に不可欠な要素として特筆したい。2000年12月、ニースの首脳会議で決ったニース条約は、2001年6月のアイルランドの国民投票で否決されたことから、条約成立に赤信号が灯るというショックが統治機関に広がった。通貨統合、共通外交安全保障政策を柱とする共通政策を取り決めたマーストリヒト条約の際にも、デンマークが国民投票で批准を否決したという前例がある。これに直面して、EU首脳は市民参加の重要性を明確に認識し、2001年12月のベルギーのラーケン宮での首脳会議で、ユーロ官僚に依存しすぎた点を反省し、市民に開かれたヨーロッパ統合の構築を前面に打ち出した。

同時に、EU加盟国が現在の15カ国から一挙に25カ国加盟ということになると、EUと加盟国の権限の配分(subsidiarity)を大胆かつダイナミックに再検討し、新しいEUの体制造りが焦眉の急となり、ラーケンの首脳会議で、「ヨーロッパの将来に関する協議会(convention)」を設け、汎ヨーロッパの未来に向けての総討議を開始した。オーストリアの哲学者、クーデンホーフ・カレルギー伯が「パン・ヨーロッパ」を提唱した1923年から数えて80年、欧州石炭鉄鋼共同体の構想をジャン・モネが描き、それに基づいてシューマン外相が提唱した1950年から凡そ半世紀が経っている。

I 10 カ国の EU 加盟とその課題

I-1 中・東欧からの加盟希求の動き

第二次大戦後、東西両陣営が北大西洋条約機構 (NATO) とワルシャワ条約機構を軸に対決が続いている最中、民族主義傾向の強い東欧諸国では自由化を希求する動きが顕在化し始めていた。1953 年のハンガリーの反スターリン暴動、1956 年のポーランドのボズナンの民主化要求の暴動、1968 年のチェコスロバキアの民主化運動「プラハの春」などが例に挙げられよう。いずれもソ連軍の戦車で封じられたが、1970 年代から 1980 年代にかけて、ポーランドでグダンスクの造船所の自主管理労働組合「連帯」が職場の待遇改善の要求から次第にスト権、言論・出版の自由など自由化を希求するという政治運動に発展していった。

東欧 (旧東欧) の改革の一つのモデルとしてのハンガリーでは、1960 年代中期から後期にかけて、内政と計画経済政策に変革が起き、計画指導体制が、間接管理型の統制システムに取って代わられた。社会、政治の目は以前には生産そのものに集中したが、社会的政治的な改革が描く新しいイメージは、経済成長に重点を置き、従って消費と生活水準の向上が価値感となった⁽²⁾。転換の路線は、生産と地域経済 (かつて地域発展の中心的要素だった) からゆるやかに、管理、インフラの整備、生活条件の改善へと転換していった。これは、ハンガリー型モデルと呼ばれる⁽³⁾。この時期の経済構造は、重工業化され、過度に開発された都市部と、工業化を基軸としながらも開発が遅れた農村地帯から成っていたが、大規模集団農場での生産の多様化とこれに関連した産業の発展によって 1970 年代に農耕地域の拡大が促された。

1970 年代のハンガリーは地方都市、特に県庁所在地のダイナミックな発展の 10 年間で、特に住宅建設とそれに関連したインフラ整備が特徴で、首都ブタペストにこれまでで最大の住宅団地が建設されたのはこの時期である。1980 年代の初期までに、政府は経済成長を持続するには急進的な改革を断行する必要があることを認識した。国際貿易取引に関わる天然資源のほとんど無いハンガリーは、中小企業に民間の資金を投入して育成する方策に解決策を見出し、1982 年 1 月に小規模の企業に個人の参入を認める法令を施行し、民営化を奨励した。ハンガリー政府は繊維産業から食料雑貨店にいたるまで、小規模経営を望む起業家を支援した⁽⁴⁾。一方でハンガリーは、1987 年 4 月に、EC と貿易・経済協力協定に向けた協議を開始した。

EC は 1974 年にコメコン (東欧の経済相互援助会議) 諸国に対して、貿易協定の締結を呼びかけていくが、東西間の関係改善は 1985 年にソ連の共産党書記長にミハイル・ゴルバチョフが就任してから大きく動き出す。ゴルバチョフ書記長は、社会主義国家間の関係を取り仕切る原則である「ブレジネフ・ドクトリン (主権制限論)」を放棄し、「ヨーロッパ共通の家」の新思考外交を進めた。この新思考外交で東西間の和解、東欧の改革を進め、1988 年 6 月に EC とコメコンの間に相互承認をうたった共同宣言が発表された。

その結果、東欧 (1989 年の冷戦終焉後は中・東欧と自ら名乗り出す) 諸国で自由化が加速し、1989

年6月にポーランドの自由選挙で「連帯」が大勝し、非社会主義内閣が誕生した。10月にハンガリーで社会主義を放棄する新憲法が採択され、11月のベルリンの壁の崩壊と続いた。1990年3月には、今回 EU 加盟が認められたバルト3国のエストニア、ラトビア、リトアニアが独立した。

一方、西側では、1989年7月のパリのアルシュ主要国会議を契機に、ポーランド・ハンガリー経済再建支援計画 (PHARE—Pologne et Hongrie: Actions pour la Reconversion Economique)、市場経済への移行を支援する欧州復興開発銀行 (EBRD) の設立と資金援助、政治分野を含めた包括的支援の欧州協定 (Europe Agreement) を通じて、中・東欧諸国の自由化支援を行ってきた。公的支援を含めて、企業の民営化、価格の自由化、貿易・外国為替制度の改革など一連の市場経済への移行に伴い、自由貿易、直接投資が活発となり、中・東欧諸国の経済の活発化に大きく貢献している。

I—2 直接投資、民営化、加盟申請

海外直接投資は単に EC, EU に関わるだけでなく、グローバル化、非ローカル化の世界規模の経済活動に大きなインパクトを与えてきた。この中で特に旧東欧の中・東欧諸国は、潜在的な消費の一大マーケットで、また技能水準の高い熟練労働力が存在し、更に、比較的低い労働コストで雇用できることから EC, EU の企業にとっても魅力のある市場といえる。海外直接投資とは、経済的、政治的体制転換の活発なプロセスを安定化させる主要なマクロ経済のメカニズムの一つであり、また、東西間の交流の主要な形態の一つと見なされる⁽⁵⁾。

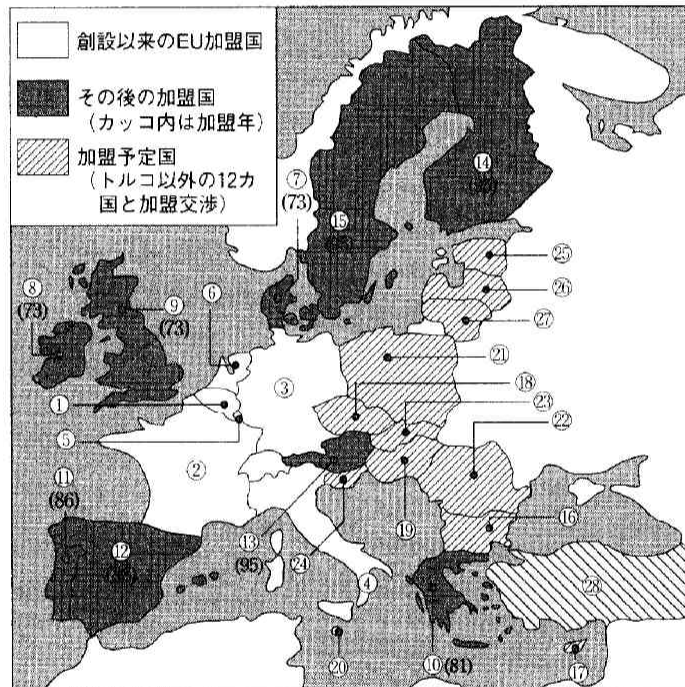
冷戦が終焉した1989年以降、中・東欧諸国は、経済の発展と世界経済への統合、特に技術、貿易、経営のノウハウに関して、直接投資が果たす役割を認識し、積極的に外国からの投資を受け入れる政策を進めてきた。欧州協定が初めて結ばれた1991年以降、中・東欧諸国に向けた EC 企業からの直接投資が活発となり、特に1994年には、これら中・東欧諸国は、EU加盟を目指して民営化政策を進めた結果、合併・買収 (M&A) を中心とする直接投資が急増した。1993年には、チェコ、ポーランド、ハンガリーの3カ国だけで、中・東欧諸国 (バルト3国も含む) 向けの海外直接投資額は全体の4分の3以上で、1990年代の前半の段階では、海外の投資家はハンガリーを最も有望な投資先きと考えていた⁽⁶⁾という見方もある。

一方で、EC (EU設立条約は1993年11月に発効、ECからEUとなる) は1991年12月、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア⁽⁷⁾と欧州協定を結んだ結果、鉄鋼、繊維製品といった一部のセンシティブな部門を除いて工業製品に対する関税が撤廃された。これにより漸次、貿易の数量制限が取り払われていき、EUと中・東欧諸国の貿易が拡大した。ただ、不況を理由にセンシティブ部門の製品の数量制限と、自由化から除外された農産物に関して、EU側が輸入規制を強化する挙に出たため、EUと中・東欧諸国の間で貿易摩擦が深刻化した。このため、EUは1993年6月のコペンハーゲンの首脳会議で、センシティブ品目に対する関税撤廃の2年間の前倒し実

施と農産物の輸入関税の引き下げの加速化を決めた⁽⁸⁾。

こうした中で、中・東欧諸国は、ハンガリーの1994年3月31日の加盟申請が発端となり、堰を切ったように加盟を申請した。1996年6月10日付のスロベニアに至るまで、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、ラトビア、エストニア、リトアニア、ブルガリア、チェコの10カ国がEU加盟を申請した。この他に、トルコが1987年4月14日、キプロス、マルタが1990年7月に申請している。EUは1997年12月のルクセンブルク的首脳会議で、EU拡大の進め方について基本的な合意に達し、1998年3月31日から、ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロベニア、エストニア、キプロスの6カ国と加盟交渉を開始した。また、EUは2000年2月15日か

図 I-2 EC, EU の歩みと EU 拡大圏 (2003 年 3 月 30 日現在)



EU 拡大の歩み
1958 年 EC 原加盟 6 カ国

- ① ベルギー
- ② フランス
- ③ (西) ドイツ
- ④ イタリア
- ⑤ ルクセンブルク
- ⑥ オランダ

1973 年 EC 9 カ国

- ⑦ デンマーク
- ⑧ アイルランド
- ⑨ 英国

1981 年 EC 10 カ国

- ⑩ ギリシャ

1986 年 EC 12 カ国

- ⑪ ポルトガル
- ⑫ スペイン

1995 年 EU 15 カ国

- ⑬ オーストリア
- ⑭ フィンランド
- ⑮ スウェーデン

加盟予定国

- ⑯ ブルガリア
- ⑰ キプロス
- ⑱ チェコ共和国
- ⑲ ハンガリー
- ⑳ マルタ
- ㉑ ポーランド
- ㉒ ルーマニア
- ㉓ スロバキア
- ㉔ スロベニア
- ㉕ エストニア
- ㉖ ラトビア
- ㉗ リトアニア

(ブルガリア、ルーマニア以外は
2004 年加盟の見込み)

加盟候補国

- ㉘ トルコ

ら、ブルガリア、ルーマニア、スロバキア、ラトビア、リトアニア、マルタの6カ国と交渉を開始し(図I-2)、またEUは1999年のヘルシンキの首脳会議で、トルコを正式に加盟候補国と決めた。加盟の条件は、民主主義、法の支配といった政治基準、機能する市場経済といった経済基準などを取り決めたコペンハーゲン基準(Copenhagen criteria)を満たさねばならない⁽⁹⁾。この中には、将来ユーロに参加する場合に必要な加盟国としての義務を果す能力、また、政治、経済基準に関わる行政、司法制度の整備も含まれる。行政、法体制の整備としては、人の自由な移動、共通外交安全保障政策、農業など31項目にわたって審査、交渉が行なわれてきた⁽¹⁰⁾。

II コペンハーゲンの加盟正式承認と迎え入れるEUの課題

II-1 市場経済へ着実に進展—欧州委員会が加盟承認を勧告

旧ソ連・東欧諸国の市場経済への移行を支援している欧州復興開発銀行(EBRD-European Bank for Reconstruction and Development)は、2000年版の年次報告書で、中・東欧、バルト諸国⁽¹¹⁾の中の数カ国では、市場経済に向けて、とりわけ民営化と自由化の分野で著しい進展がみられ、特に小規模企業の民営化で先進工業国水準の4プラスが多くみられたとしてコペンハーゲンの経済基準を達成しつつあることを伺わせている(表II-1-aを参照)。

またEBRDの2002年版の年次報告書では、EU加盟交渉国で市場経済移行への支援体制が着実に業績を達成しつつあり、また特に財政金融の分野で市場経済への移行が着実に進展したとしている。同時に対外直接投資が経済成長の下支えとして大きく貢献し、中・東欧、バルト諸国(ブルガリア、ルーマニアを除く)では2002年には過去最高の310億ドルの対外直接投資が見込まれている。

これら地域への国際資本の流入は、国内の財政制度が投資家を支援できる力がついていないところから、市場経済化にとって重要で、潜在的な成長の実現に大きく貢献できる。近年では、中・東欧諸国向けのヨーロッパ企業の直接投資が拡大しているが、日本の自動車関連メーカーも、チェコ、ハンガリー、ポーランドへの進出が相次いでいると伝えられる。中・東欧への投資は、自動車を始めとする製造業が中心で、トヨタ自動車とフランスのプジョー・シトロエングループは2001年末、チェコに合併の小型工場を新設する方針を決めた⁽¹²⁾。また、ドイツのオーディはハンガリー工場に凡そ1億6000万ドルを追加投資、スズキのハンガリー現地法人、マジャール・スズキも追加投資を決めた。それによると、チェコ、ポーランド、ハンガリーなど中・東欧8カ国のEU加盟後は、経済制度がEU基準に統一されるうえ、向う10年程度は賃金水準が現在のEU圏を下回る見通しで、外国企業が相次いで拠点を設けていると伝えられた。

こうして中・東欧、バルト諸国がEU加盟に向けて鋭意基準達成の努力を重ねる中で、欧州委員会は2002年10月9日、加盟交渉10カ国は加盟の条件であるコペンハーゲンの政治基準を達成し、また経済基準と法、行政の整備を年内に達成できる見通しであるとして、2004年初めに加盟を認めるように勧告した⁽¹³⁾。欧州委員会の勧告はまた、(i)キプロスは、包括的解決を基

表Ⅱ-1-a 中・東欧・バルト諸国の市場経済進捗状況

(各項目の上記, 中記, 下記部分は 2002, 2001, 2000 年の順)

	人口 2001年中期 (100万)	GDPに占 める民間部 門の割合	企業の民営化		統治, 企 業のリス トラ	価格 の自 由化	貿易・外 国為替制 度	競争 政策	銀行改革 と金利の 自由化	証券市場, ノンバンク 金融機関	イン フラ 整備
			大規模	小企業							
ブルガリア	8.1	70	4-	4-	2+	3	4+	2+	3+	2+	3-
		70	4-	4-	2+	3	4+	2+	3	2	
		70	4-	4-	2+	3	4+	2+	3	2	
チエコ	10.3	80	4	4+	3+	3	4+	3	4-	3	3
		80	4	4+	3+	3	4+	3	4-	3	
		80	4	4+	3+	3	4+	3	3+	3	
エストニア	1.4	80	4	4+	3+	3	4+	3-	4-	3+	3+
		75	4	4+	3+	3	4+	3-	4-	3	
		75	4	4+	3	3	4+	3-	4-	3	
ハンガリー	10.0	80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	4-	4-
		80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	4-	
		80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	4-	
ラトビア	2.4	70	3+	4+	3-	3	4+	2+	4-	3	3
		65	3	4+	3-	3	4+	2+	3+	2+	
		65	3	4+	3-	3	4+	2+	3	2+	
リトアニア	3.7	75	4-	4+	3	3	4+	3	3	3	3-
		70	3+	4+	3-	3	4+	3	3	3	
		70	3	4+	3-	3	4	3-	3	3	
ポーランド	38.7	75	3+	4+	3+	3+	4+	3	3+	4-	4-
		75	3+	4+	3+	3+	4+	3	3+	4-	
		70	3+	4+	3	3+	4+	3	3+	4-	
ルーマニア	22.3	65	3+	4-	2	3+	4	2+	3-	2	3
		65	3+	4-	2	3+	4	2+	3-	2	
		60	3	4-	2	3	4	2+	3-	2	
スロバキア	5.4	80	4	4+	3	3	4+	3	3+	2+	2+
		80	4	4+	3	3	4+	3	3+	2+	
		75	4	4+	3	3	4+	3	3	2+	
スロベニア	2.0	65	3	4+	3	3+	4+	3-	3+	3-	3+
		65	3	4+	3-	3+	4+	3-	3+	3-	
		55	3	4+	3-	3+	4+	3-	3+	3-	

出所：EBRD (European Bank for Reconstruction and Development) Transition Report 2002, 2001, 2000 年版から作成

(注) 4+が何れも最高で, 先進工業国, 又は国際的水準, 例えば, 民営化, リストラの場合:

大規模民営化 2-包括的民営化実施の準備整う 3-25%以上の民営化 4-50%以上の民営化 4+-75%以上の民営化, 先進工業国の水準

小規模民営化 3-包括的民営化の実施 4-民営化完了, 所有権移転が自由 4+-先進工業国の水準, 小企業の国有なし

政府・企業のリストラ 2-適度の緊縮金融・補助金の政策, しかし破産制度化の進展進まず 3-予算を引き締め, 効果的な企業統治の措置がとられる 4-企業統治の改善 4+-企業統治が先進工業国の水準

礎に再統一されたキプロスとして加盟することを希望する、(ii) ブルガリアとルーマニアは 2007 年に加盟できるよう支援する、(iii) 支援は、司法、行政改革を中心に進める、(iv) トルコは戦時以外の死刑を廃止、また、トルコ語以外の言語による放送、教育を認めるなどコペンハーゲンの政治基準に向けて重要な進展がみられるが未だ基準を満たしていない点にも言及した。トルコについては加盟交渉開始の時期などには触れなかった。

欧州委員会の勧告は、民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重と保護のうち、人権に関わる項目で、性の平等を保証する行政の枠組みが強化され、また少数民族の保護について、ロマ人(通称ジプシー) コミュニティに向けて改善の行動計画が実施に移されていることに着目している。ロマ人は貧富の格差の象徴ともいえるほど貧困化が顕著で、また失業率も高く、社会への統合が課題となっている。

経済基準について、欧州委員会の勧告は、1997 年—2001 年の 5 年間に、殆どどの加盟交渉国でインフレが下降し、経済成長率は平均して現加盟国平均の 2.6% を上回り、1 人当りの GDP が購買力基準で 2000 年に EU 平均の 38.5% だったのが 2001 年には 39.3% へ上昇した点に言及している。一方で、全加盟交渉国の政府の財政赤字は、景気の低迷のため平均して 3.2% から 3.8% へ上昇したこと、貿易と経常収支の赤字は、多くの国で高止まりの状態にあるが、やりく

表Ⅱ-1-b 中・東欧・バルト諸国の経済指標

主要指数 国名	2001年の実質 GDP 経済復興度 (1989=100)	実質 GDP の成長率の見通し (%)		インフレ率 (%) 01/02	対 GDP の経常収支の比率 (%) (2002 年予測)	対内直接投資 (単位 100 万ドル)		政府収入 (対 GDP%)
		(2001 年推定)	(2002 年予測)			2001 年推定	2002 年予測	
チェコ	106 (95)	3.3	2.5	4.7/2.3	-3.6	4,820	8,000	40.3
エストニア	90	5.0	4.0	5.8/3.8	-6.7	343	300	38.2
ハンガリー	112 (99)	3.8	4.0	9.2/4.9	-2.4	2,103	2,559	39.8
ラトビア	75	7.7	4.0	2.5/2.5	-8.5	170	250	35.7
リトアニア	72	5.9	5.2	1.3/0.9	-5.8	435	395	29.8
ポーランド	129 (122)	1.0	1.0	5.5/2.1	-3.8	6,502	5,000	39.2
スロバキア	110 (100)	3.3	3.5	7.3/3.1	-9.1	1,460	4,000	43.5
スロベニア	121 (109)	3.0	2.7	8.4/7.4	1.2	338	553	43.1
中・東欧・ バルト諸国	113	2.5	2.3	5.5/2.3※1 5.5/3.2※2	-4.7	17,500	22,027	38.9
ブルガリア	80 (67)	4.0	4.0	7.4/6.1	-5.9	641	800	36.6
ルーマニア	84 (76)	5.3	3.5	34.5/22.7	-5.0	1,154	1,200	31.2

出所：EBRD (European Bank for Reconstruction and Development) Transition Report 2002

注：経済復興度の () は 1999 年の統計。インフレ率の※1 は中央値、※2 は相加重平均値。

り可能な範囲内にあるとして全体として機能する市場経済に向けて進展しているとの認識を示した(表II-1-bを参照)

II-2 10カ国を迎えるEUの課題

EU加盟国首脳は2002年10月24-25日のブリュッセルの会議で、欧州委員会の加盟勧告を承認し、12月のコペンハーゲンの首脳会議で正式に決定することを決めた。コペンハーゲンの首脳会議まで正式な決定を先き送りしたのは、キプロス問題の包括的解決を見守ることと、共通農業政策に基づく新規加盟国向けの補助金問題でEUの共通の立場を固めるのが主な狙いとみられる。

この項では主として迎え入れ側のEUの論点に触れる。

(1) キプロス紛争とトルコ

キプロスはギリシャ系住民のキプロス共和国とトルコだけが承認している、トルコ系住民の北キプロス共和国に2分されている。EUはキプロスの加盟を認めるにあたり、ギリシャ系、トルコ系住民の双方の代表に対して、加盟交渉が2002年の年内に完成する前に和解に達するように求めた。EUは、国連安全保障理事会の決議に沿って事務総長による解決の努力を支持している。和解に達しない場合は、解決を加盟の条件にしないことを決めた1999年のヘルシンキの首脳会議の決定に基づくことにしている。

ところで、トルコでは2002年11月の総選挙で、野党の親イスラム政党、公正発展党(Justice and Development Party)が第1党となり、初めて親イスラム政党による単独政権が発足した。トルコはEUの新規加盟申請国の中では一番早い1987年4月14日に加盟申請し、その後も加盟の方針に変更なく推移してきている。1999年のヘルシンキでの首脳会議で正式にEUの加盟候補国に認められており、路線に変更はないとみられる。むしろ、9・11の米同時テロ以降の世界情勢からしてトルコのEU加盟を望む声が高まるとみられた。

紛争の包括的な合意には時間がかかる見通しで、国連の特別交渉担当官は、少なくとも解決の枠組み協定にだけでも合意に達するよう2003年2月28日を次ぎの最終期限に設定した⁽¹⁴⁾。2003年1月からEU議長国となったギリシャの全ギリシャ社会主義運動(PASOK)のシミティス首相は、トルコに対する警戒感を解き、2004年5月アテネのアクロポリスで行なわれる予定の加盟条約調印式ではキプロスは統一キプロスとなるよう鋭意努力中と伝えられる⁽¹⁵⁾(その後、3月11日、国連のアナン事務総長が示した和平案は実らず南北キプロスの統合交渉は決裂と伝えられた)。

(2) 貿易の課題

欧州委員会の勧告では、EU側が必要に応じて一定の経済の保護措置がとれることになっている。貿易の自由化について、EUはグローバル化が貿易の自由化をもたらし、ガットがWTOへ発展しEUに対する一層の貿易の自由化を求める風当たりが強まる中、EUは全体として自由化の流れの中にある。とはいえ、EUは1990年代の初めに、現加盟交渉国と工業製品に関する自由

貿易地域の創出をめざした欧州協定を結んだ際には、石炭、鉄鋼といったセンシティブな品目と農産物については例外として輸入制限措置をとった経緯がある⁽¹⁶⁾。中・東欧、バルト諸国の農業就労者や低所得者層が EU 加盟によって得る利益は極めて低く、EU 加盟の支持率は比較的低い⁽¹⁷⁾という面もある。

とはいえ、貿易は EU 加盟国、中・東欧諸国の双方にとって利益で、欧州委員会統計によると、EU 加盟予定の中・東欧、バルトなど 9 カ国（ブルガリアのデータなし）の 1997 年の EU 向け輸出は平均で 54.1%、EU からの輸入は、55.4%、EU 向け輸出ではハンガリーが 71.2%、ポーランドが 64.2%、スロベニアが 63.6% と中・東欧の貿易は EU 依存度が高い。

2004 年に加盟が見込まれる 10 カ国は、一定期間、セーフガードの対象になるとみられるが、同時に今後は EU の貿易政策に則った対応を迫られることになろう。EU の貿易政策は開放と保護の混合で、バナナ戦争の例にみられるアメリカとの貿易摩擦も含めて新規加盟国としてグローバル政策への参加を求められることになろう。EU はバナナの輸入については、複雑な割り当て、関税を課し、また許可制としたことから、中南米原産のバナナの流通業者の多いアメリカが WTO に提訴し、1998 年、WTO は EU の取り決めは違法と裁定したケースがある⁽¹⁸⁾。鉄鋼品目の問題でも、アメリカとの間に対立点がある。

(3) 労働力の移動に移行期間

10 カ国の一括加盟による経済的インパクトを緩和し、順調なスタートを切りたい EU は、加盟国との合意の基に、移行のための暫定的な措置を取り決めた。1 つは労働力の自由な移動に移行期間が設けられた。東西両ヨーロッパ間の賃金格差によって、西側の労働市場は中・東欧諸国の労働者にとって大きな魅力である。

ドイツ、オーストリアには、中・東欧 7 カ国、バルト 3 国から西ヨーロッパに移動する人々の 80% が流入している⁽¹⁹⁾ところから、両国は、自由な移動による労働市場が攪乱されるのではないかという懸念が強い。調査によると、中・東欧、バルト 10 カ国から EU に流入し居住する移民の数は、1998 年の 85 万人から増え続け、労働力移動が自由化された後の 30 年後にピークに達し、390 万人になると予測されている⁽²⁰⁾。

労働力移動の問題については、ドイツ財務省の中・東欧加盟問題担当官は、ドイツ人が失業するなどドイツの労働市場に悪影響を及ぼす可能性があるとして懸念を表明した⁽²¹⁾。(i) 建設業、農業分野で働く中・東欧出身の非熟練労働者、(ii) ポーランド、チェコなど国境周辺から通勤してくる出稼ぎ労働者が急増し、加盟実現から向う 20 年間に、200—400 万人の労働者がドイツに流入するものと予測されとした。このため、加盟 7 年間は労働力の流入を制限する取り決めを結ぶ方針を明らかにした。体制転換した旧共産圏諸国の EU 加盟は初めてとなる訳で、中・東欧と隣接するドイツ、オーストリアでは受け入れ側の大きな課題に浮上している。

2000 年末 ドイツのシュレーダー首相が労働力移動の自由化までに 7 年間の移行期間を設けるよう提案し、これが導火線となって EU 内部で白熱した論議が交わされた。欧州委員会

は、2001年3月、人の移動、居住と人の労働市場への参入の自由とは区別すべきであるという見解を示したが受け入れられず、EU議長国のスウェーデンは、5月10日、暫定期間を2年、3年間延伸を可能とし、更に2年間の延伸を可能にするという妥協案を提示した⁽²²⁾。この提案は、5月14日の一般理事会で否決されたが、7年間を超えない暫定の移行期間を設け、EUと加盟交渉国の間で、2国間協定を結ぶ道を開いた。オランダ、スペインは労働力の自由な移動に賛成の立場に立った。労働移動の暫定期間の問題を相互に異なる交渉の対象(チャプター)の間に関連づけると、アキ・コミュノテールに基づく交渉の微妙なバランスを崩すのではないかと懸念する向きもあった。また、ポーランド、チェコからこの件で二流国扱いで差別待遇との声が上がった。

とはいえ、筆者が2002年3月、ブタペストでハンガリーの加盟交渉の責任者と会い、この問題を質したところ、当初は3年間の自粛期間を設け、2年間延伸でき、更に情勢次第では、2年追加延伸が可能という最高7年間の移行期間を設けた2国間協定をドイツ、オーストリアと結んだことを明らかにした。

Ⅱ—3 共通農業政策と新規加盟

2007年に加盟が見込まれるブルガリア、ルーマニアを含め、中・東欧・バルトの加盟交渉国であるハンガリー、チェコ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニアの10カ国では農業は主要産業の1つで、国内総生産では7%弱(EUでは1.6%)を占め、農業部門の就労人口は21.5%、EUは5%である(表Ⅱ—3—aを参照)

体制転換の当初は、農業部門での実績は低く、1990年以前の中央計画経済によって課された歪みが重くのしかかり、こうした歪みを取り除く政策が実施に移されては来たものの、既得権益、失業の恐れ、補助金の関係で改革は緩慢であった。

しかし、民営化、自由化を支持する政策は全体としては農業部門にプラスに作用し、土地改革、特に集团的所有だった土地を旧地主へ返還し、土地の私有化を進める改革と農産物価格の自由化はプラスの効果をもたらした⁽²³⁾。しかし、同時に、こうした政策は、関連価格の変動、貿易条件の変動によって一時的に逆効果を農業にもたらすことも有り得るのである。体制転換時に、生産が激減したのはこれで説明できるとされる。

長期的にみた場合、土地の個人所有の割合が高ければ高いほど、生産高は増え、生産性も向上する。農産物の貿易をみると、OECD(経済協力開発機構)諸国からの輸入が、OECD向けの輸出より大巾に上回り、貿易赤字が増えている。これはOECD側の輸入抑制措置にもよるが、それはほんの1つの要因に過ぎない。体制転換した中・東欧諸国の何カ国では、農家に対する支援策はEUレベルかそれを上回っているがこの問題の本質は、改革が充分でないため、農業の生産性が低く、これが世界の他の国との貿易の統合を阻害している大きな要因である⁽²⁴⁾。(表Ⅱ—3—b参照)。

表Ⅱ-3-a 中・東欧・バルト諸国の農業の特徴と EU との比較

国名	国内総生産に占める農業の割合	雇用全体に占める農業就労率	総面積に占める農耕面積
ポーランド	3.8(%)	18.1(%)	58.3(%)
ハンガリー	5.5	7.1	66.5
チェコ	3.7	5.2	54.3
ルーマニア	15.5	41.7	62.0
ブルガリア	17.3	26.6	51.3
・中東欧・バルト10	6.8	21.5	55.9
・EU-15	1.6	5.0	41.8

出所：欧州委員会，1999年データ，・1998年

表Ⅱ-3-b 農産物の貿易

	2000年時の実質貿易値 (100万USドル)	EUとの農産物貿易 (100万USドル)		貿易に占める農産物 貿易の割合(%)	GDPに占める貿易の 割合(%)
		(1993)	(2000)		
ブルガリア	+139.0	-14.3	+18.0	7.8	6.7
チェコ	-676.0	-113.3	-621.5	4.9	5.9
エストニア	-199.0	-31.8	-184.3	11.1	16.3
ハンガリー	+1153.0	+621.5	+530.4	6.0	6.9
ラトビア	-297.0	-7.9	-163.4	9.9	7.2
リトアニア	-106.0	-3.3◎	-124.0	10.9	8.9
ポーランド	-533.0	-254.6	-324.8	8.4	3.7
ルーマニア	-593.0	-332.9	-135.5	5.7	3.5
スロバキア	-382.0	-77.5	-192.9	5.0	6.4
スロベニア	-361.0	-82.6	-237.1	6.5	6.7

出所：EBRD Transition report 2002 から作成 (OECD, Eurostat, EBRD, ©1994年のデータ，・1999年のデータ)

注：+は輸出額，-は輸入額

共通農業政策は1962年から1963年にかけて成立した，欧州統合の象徴ともいえる。当時は最重要な共通政策であった。一定の時期，価格支持政策を取り，財政措置は欧州農業指導保証基金のEUの財政予算で賄われ，農業保護の面では有効に機能したが，ウルグアイ・ラウンドで自由貿易体制の精神に反するという批判や，農業の近代化といった構造改革の遅れ，更に，農業関係でEU予算の50%近くを占めることによるEU財政の逼迫などの問題に発展し，改革の声は高まっている。

1980年代のアメリカとの貿易摩擦などから1992年に改善の政策に踏み切ってきたが，中・東欧，バルト，キプロス，マルタの10カ国の加盟という事態に至って，新規加盟国に対する補助金（農家への直接支払い）の扱いが浮上した。2002年10月のブリュッセルの首脳会議は，新規加盟国に対して，所得水準の格差から，直接支払い（direct payment—補助金）に移行期間を設け，初年度の2004年には現加盟国に対する支払額の25%，2005年は30%，2006年は35%，2007年は40%とするという漸進的なアプローチで合意した。そして2013年から現加盟国並みの水準となる。また，財政的な安定を求める声を背景に，首脳会議は，農家への直接支払いや市場関連支出の総額は，次ぎの予算（期間は2007年—13年）は，年率1%以下の伸びに抑えることで合意して

いる。

Ⅱ—4 共通農業政策改革の問題点

共通農業政策の農業予算は、(i) 最大の拠出国ドイツ、それに次ぐイギリスなどから政策の改革を求める声が強まっている、(ii) これに対し、農業予算最大の受益国フランスは現行予算が終了する2006年以降に改革を論議する立場に立っている。地域振興（農村開発）基金の受益国のスペイン、ポルトガルなどが警戒感を示している、(iii) とはいえ、EU財政負担の50%近くを占める共通農業政策については欧州委員会から中・東欧、バルト諸国の加盟を契機に見直す必要を求める声が高まっている。

欧州委員会は、(i) 直接支払を急激に現行のまま新規加盟国に適用すること、農業の構造改革が立ち遅れるか、停止する恐れがある、(ii) 高水準の直接支払で、生産性を高めるインセンティブが失われ、高い失業率、低い生活水準がそのまま推移していく、(iii) 直接支払は、地域振興（農村開発）に対する支援強化と相俟って実施するのが望ましいという線に落ち着き、「拡大と農業—新規加盟国の共通農業政策への成功裡の統合」という文書を公表した⁽²⁵⁾。

欧州委員会の拡大と農業の報告書は、農村開発の分野で、加盟前の支援計画であるSAPARD (Special Accession Programme for Agriculture and Rural Development—加盟のための農業、農村開発特別計画) による農村開発に触れ、加盟国が適用を選んだSAPARD計画については、農耕地、農産物加工、流通分野への投資が優先事項で農村のインフラ整備がこれに続いている。EUは東方への拡大を前に、農業構造改革、農業環境保全、条件不利地域振興などの政策を、「農村開発 (rural development) 政策」として農村開発を共通農業政策の第二の柱に据えている。

また、報告書は、新規加盟国 (2004年に予定) の大半が、地域格差を解消するため経済的、社会的結束を強化する目的で設けられた構造基金の対象のうち最優先目標に設定されたオブジェクト・ワンに統合されることを考慮するとしている⁽²⁶⁾。

EUはBSE (bovine spongiform encephalopathy, 狂牛病) 発生の危機で農場から食卓まで農産物、食品の安全性対策を強化し、欧州食品庁の創設などに取り組んでいる。狂牛病と口蹄疫の危機により共通農業政策の中で、食品安全の強化が求められ、財政措置にも取り組む必要がある。財政措置については、フランス政府が狂牛病に関わった農家に対して支援金を拠出するのを欧州委員会が認可したことから、共通農業政策の中での加盟国の独自の対応策、再国家化 (renationalisation) の側面とみる見解もある。これは食品の安全強化については共通政策だけでなく、加盟国の独自性、EUと加盟国の権限の配分に基づく対応が必要であることを意味しており、財政予算に対する一考察が必要と受け止められる。今後10カ国の多数国の加盟により、食品の安全政策は一層重要になってこよう。

ところで、EC、EUの共通農業政策については、1991—92年にアイルランド出身の農業担当委員だったマック・シャーリー (Mac Sharry) の名に因んだマック・シャーリー改革で、価格支持

政策を転換し、大幅な価格引下げに対する見返りに農家に対する補償を支給するといった以外、大きな改革はみられない。実施 10 年後の今日は補償支払 (compensation payment) の性格はなくなり、直接支払 (direct income payment) に変わっている。共通農業政策の改革は、現 EU 加盟国の農産物生産の 21.7% を占める最大の農業国のフランスと EU 予算の最大の財政拠出国のドイツの意向に大きく左右されるものとみられる⁽²⁷⁾。シラク大統領は 2001 年 2 月、現行の予算措置の期限が切れる 2006 年まで改革は待つべきだとの意向を表明している。

一方で、欧州委員会の中では、2004 年の新規加盟を前に、共通農業政策の第二の柱である農村開発 (地域振興) と環境保全、EU 予算の在り方をめぐり検討が進んでいる。欧州委員会筋によると、フランツ・フィッシュラー農業担当委員は以下を提案したとされる。(i) EU 加盟国が共同財政措置 (予算) の一部を加盟国予算で手当てする案で、1999 年 3 月のベルリン首脳会議の際、ドイツはこれを支持したとされる。(ii) 個々の農家に対する直接支払額に上限を設ける。(iii) 直接支払という多額の補助金の一部を EU 予算の農村開発や環境保全措置に振り向けるといふもので、EU の東方への拡大、WTO の新ラウンド交渉を前にしての重要な改革といえるという見方がある⁽²⁸⁾。

II-5 ニース機構改革と暫定措置

今回の 12 カ国の加盟交渉で全加盟国が加盟する場合を想定すると、全会一致の意思決定は一層困難視されるため、特定多数決で決定する政策領域を拡大するなど、EU 拡大圏に見合った体制作りが必要となる。このため、EU は 2000 年 12 月のニースの首脳会議で、ブルガリア、ルーマニア (その後の交渉でこの 2 カ国は 2007 年に加盟の見通しとなった) を含めた 27 カ国の加盟を前提にした機構改革を討議し、ニース条約に合意した。この結果、(i) 27 カ国の加盟を前提に、閣僚理事会の特定多数決の際の持ち票を見直した。結果的に、持ち票の配分が大国に傾き、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアがこれ迄の 10 票が 29 票に、スペインが 27 票、中・東欧諸国への配分では人口が 3870 万人と加盟交渉国中最大のポーランドが 27 票となり、小国に軽い配分となった。

(ii) 特定多数決制の適用範囲に 35 分野を追加した。アメリカのイラク攻撃の動きが強まっているが (2003 年 2 月 9 日現在)、EU の共通外交安全保障政策は重要な要素で、マーストリヒト条約では首脳会議が外交政策・安全保障政策の一般的指針を全会一致で策定し、統一行動の対象事項については閣僚理事会が、特定多数決で決定できることになっている。この共通政策について首脳会議と閣僚理事会の役割分担を明確にした。ニースの交渉で焦点となった政策の領域は、(1) 税制、(2) 社会保障、(3) 移民、難民政策、(4) 通商政策、(5) 地域振興策で、このうち税制と社会保障はイギリスの強い反対で不成立となった。通商政策のサービス、投資、知的所有権についてはフランスが除外を求めたビデオ、映画の購入以外特定多数決制が承認された。(5) については適用年度を先送りして合意した。

(iii) 欧州委員会の構成を大国2名, 他1名の現行体制から27名を上限に各国1名とする。

(iv) 現在加盟国の過半数以上の加盟国の参加で先行統合する方式を8カ国以上で実施できることなどを決めた。「先行統合」に道を開く「緊密化協力 (enhanced cooperation)」については、2000年6月のポルトガルのサンタ・マリア・ダ・フェイラ的首脳会議で、加盟国の状況に応じて異なる度合いの統合の進展を認める「より緊密な協力=先行統合」を更に広範な分野に適用していくことで合意している。

2002年10月のブリュッセルの首脳会議で、ブルガリア、ルーマニアを除く10カ国の加盟が

表Ⅱ-5-a 閣僚理事会での持ち票の配分

加盟国	04年5月1日-12月31日	2005年1月1日
ドイツ	10	29
イギリス	10	29
フランス	10	29
イタリア	10	29
スペイン	8	27
ポーランド	8	27
オランダ	5	13
ギリシャ	5	12
チェコ	5	12
ベルギー	5	12
ハンガリー	5	12
ポルトガル	5	12
スウェーデン	4	10
オーストリア	4	10
スロバキア	3	7
デンマーク	3	7
フィンランド	3	7
アイルランド	3	7
リトアニア	3	7
ラトビア	3	4
スロベニア	3	4
エストニア	3	4
キプロス	2	4
ルクセンブルク	2	4
マルタ	2	3
25カ国計	124	321

表Ⅱ-5-b 現 EU 15 カ国の持ち票, 議員数とニース条約に基づく決定
(中・東欧, バルト三国の 12 カ国の加盟を前提)

	現閣僚理事会での持ち票	欧州議会議員数	ニース条約・持ち票	ニース条約・議員数
ドイツ	10	99	29	99
イギリス	10	87	29	72
フランス	10	87	29	72
イタリア	10	87	29	72
スペイン	8	64	27	50
オランダ	5	31	13	25
ギリシャ	5	25	12	22
ベルギー	5	25	12	22
ポルトガル	5	25	12	22
スウェーデン	4	22	10	18
オーストリア	4	21	10	17
デンマーク	3	16	7	13
フィンランド	3	16	7	13
アイルランド	3	15	7	12
ルクセンブルク	2	6	4	6
2001年現在	87	626		
ポーランド			27	50
ルーマニア			14	33
チェコ			12	20
ハンガリー			12	20
ブルガリア			10	17
スロバキア			7	13
リトアニア			7	12
ラトビア			4	8
スロベニア			4	7
エストニア			4	6
キプロス			4	6
マルタ			3	5
総計			345	732

(注) (1) 欧州議会の議員定数の変更は, 2004年1月1日からの予定。

(2) 欧州委員会の委員制度は, 2005年1月1日から1国に1人が配分され, EU加盟国が27カ国となった場合, 委員総数は27以下となり, 輪番制となる。

(3) 閣僚理事会の新しい持ち票の配分 (the new vote weightings) は2005年1月1日から発効の予定。

(4) 上記の (1), (2), (3) はニース条約の provisional text に記載されたが, その後正規の条約では削除されている。

決まったことから、暫定措置の手直しが必要となり、2004年5月1日から12月31日の間と2005年1月1日以降の閣僚理事会の持ち票の配分は表Ⅱ—5— aの通りとなった。その結果、閣僚理事会での採決は、暫定期間中は欧州委員会の提案の場合は88票以上の賛成が可決に必要となり、その他の場合は、3分の2以上の投票により88票以上の賛成で可決される。加盟条約に基づく新規加盟国が10カ国以下の場合、特定多数決の基準は、全投票総数の71.26%にできる限り近い票数に相当するように閣僚理事会で決定することとなっている⁽²⁹⁾。

2005年1月1日からは、閣僚理事会での採決は、欧州委員会の提案の場合は、232票以上の賛成が可決に必要となり、その他の場合は3分の2以上の投票により232票以上の賛成が可決に必要で、特定多数決による可決の場合にはEU加盟国人口の62%以上を満たさなければならない。また2005年1月1日以降、新規加盟国が10カ国以下の場合、特定多数決の基準は、300票以上の場合71%と25カ国加盟の場合の72.27%の間に閣僚理事会が設定することになった(表Ⅱ—5— b参照)。

Ⅱ—6 コペンハーゲンの正式決定

欧州委員会の勧告、ブリュッセル首脳会議の決定を経て、中・東欧、バルト諸国、キプロス、マルタの10カ国のEU加盟は2002年12月12、13日の両日開かれたコペンハーゲン首脳会議で正式に決定された。

最終決定にあたり特徴的な点を挙げれば、(1) 中小農業従事者200万人を抱える農業大国ポーランドが農家への補助金の上乗せ問題で粘り強く交渉し、EUが補助金(農家への直接支払)の支給を前倒しして短期的に金額を上乗せすることで妥結し、EU側から譲歩を引き出したことが第一に挙げられる。ポーランドは欧州委員会から2002年10月に加盟勧告にあたり、農業、漁業、環境の分野で、司法、行政の整備に遅れが目立つとして警告を受けていた⁽³⁰⁾。また、ポーランドは、今回の首脳会議で、直接支払の増額を要求したことに対して、一時は議長国のデンマークからポーランドの加盟延期も有り得るとの圧力をかけられた一幕もあった。ポーランドの強硬な申し入れは背後にドイツの支持が得られるとの読みがあったからと伝えられるが、結果としてEUは、加盟交渉国に対して4億3300万ユーロ(4億4200万ドル)の追加支出に合意した⁽³¹⁾。大半はポーランドが受け取ることになる。

もう一つ、コペンハーゲンの合意で特筆できるのは、EUがトルコとの加盟交渉の開始の可能性にはじめて言及した点である。首脳会議は声明の中で、「欧州委員会の報告と勧告に基づいて、2004年12月に開かれるEU首脳会議が、民主主義、人権、少数民族の尊重と保護の政治基準を満たしていると決定すれば、速やかにトルコとの加盟交渉を開始する」と述べている⁽³²⁾。

トルコがヨーロッパ路線に踏み出したのは、1949年に設立条約が調印された欧州評議会に加盟が認められた時とされるが、トルコ近代化の指導者、ケマル・アタチュルクが1920年代すでにヨーロッパ化による近代化を目標としていた。グレゴリオ暦(太陽暦)の採用、スイス民法、

イタリア刑法の採用、政教分離、ヨーロッパ文字の採用などがある。

しかし、政治的にはクルド族など少数民族の扱いをめぐる人権尊重に対する懸念がヨーロッパには根強く、欧州議会では人権に対する認識の欠除がしばしば指摘されてきた。また先きに述べたキプロスをめぐるギリシャとの領土紛争もある。かつてアメリカのクリントン大統領は、1999年11月、ベルリンの壁崩壊10周年の記念講演の中で、ヨーロッパ政策の未解決の課題の一つに、「ギリシャとトルコの関係の正常化」を挙げたことがあるが、両国の融和はキプロス紛争の包括的解決にその突破口を見出すことができよう。

また経済的には、1989年に欧州委員会から、経済、社会体制が整っていないとして否定的な見解が示された。出生率が高く、GDPがEU最貧国だったギリシャの3分の1と低く、また、インフレ率、失業率が高いことが指摘された。このため、EUにはトルコが多額の構造基金を要求することにはならないか、また、産業に占める農業部門の割合が高いことから共通農業政策の重荷にならないかという懸念が強い。

また、キリスト教が主流のEUにとってイスラム教という宗教をどのように受け止めるかの問題もある。欧州統合に関するこれまでの四つの基本条約にも、またEU加盟の条件にも宗教については言及されていない。民主主義、自由、人権、人間の基本的権利に立脚している統合の思想からすれば多様性、異民族の共生は自然の理ではある。とはいえ、9.11の米同時多発テロ以降、現EU加盟国ではイスラム原理主義に対する警戒感も絡まって移民の流入、治安強化の観点から1990年代後半から主流だった政治の中道左派、左派路線が後退し、21世紀に入ると右派、中道右派が台頭してきている。

こうした中で2002年11月の総選挙で、トルコで野党の新イスラム政党「公正発展党」が躍進し、政権の座に就いた。この公正発展党は、1998年1月、トルコ憲法裁判所が解散命令を出したイスラム政党の福祉党の流れをくむ穏健派議員が2001年8月に結成した政党である。レジュップ・タイップ・エルドアン党首は、1998年にイスラム教を称賛する詩を発表して実刑判決を受け、今回の総選挙では立候補を認められなかった。

ル・モンドによると、トルコ議会は12月13日、一連の憲法改正条項を採択し、今後はテロの犯罪で弾劾された者だけが立候補が認められなくなり、思想上の罪はこれに当らないことになり、エルドアン党首の立候補が認められることになった。手続として、憲法裁判所の審理で立候補が認められる。

また、トルコ議会は2002年8月、戦争状態時以外は死刑を廃止し、トルコの一体性に反しない限り少数民族の言語による教育や放送を認める民主化法案を可決したほか、政府や軍に対する言論の批判の処罰を廃止する法案を可決している。エルドアン党首は、第一党が確定したあと、EU加盟はトルコの第一の優先事項であると述べ、改革を進める意向を明らかにした⁽³³⁾。EUの現加盟国のうちスペインはトルコの加盟を強く支持しており、アナ・プラチオ外相は、「穏健派イスラム政党が率いるトルコの加盟には何の障害もない。EUはキリスト教クラブではない」と

支持を表明した。

また、トルコの EU 加盟交渉の開始には、イラク攻撃の際トルコの協力を取り付けたいアメリカからのプッシュの働きかけがあった。アメリカのプッシュ大統領が 12 月 11 日、EU 首脳に電話して善処を要請するなど強力に圧力をかけたと伝えられた⁽³⁴⁾。またポール・ウォルフォウィッツ国防副長官は 12 月 4 日、ロンドンの国際戦略研究所で演説し、欧州諸国に対しトルコの EU 加盟交渉の日取りを設定するよう訴え、アメリカがトルコの EU 加盟の展望を開き、同時にキプロス紛争の打開を図るという外交活動を立ち上げた⁽³⁵⁾。

Ⅲ 加盟を目指す中・東欧諸国の政治、経済状況

Ⅲ-1 中・東欧経済の進捗状況

東西に分断されていたヨーロッパは、体制転換した旧東欧圏諸国が 2004 年に EU に加盟することで、一つのヨーロッパへ向って大きなステップを踏むことになった。このうち、ハンガリー、チェコ、ポーランドは第一次大戦前にはドイツ、オーストリアのハプスブルク家と帝国を形成、またはその影響下にあったが、1980 年代の反体制運動に始まり、特に 1989 年の冷戦終焉後にはこぞって自分たちは中欧であり、歴史的にまた文化的にヨーロッパの中心部であると名乗るようになった。旧東欧諸国の支援機関である EBRD は、アルバニア、ユーゴ連邦のバルカンを含めて 15 カ国を中・東欧 (central and eastern Europe - CEE) と呼び、クロアチアを含めた中欧とバルト諸国の 9 カ国を中・東欧・バルト諸国 (central eastern Europe and the Baltic states - CEB)，またアルバニア、ルーマニアなど南東欧諸国 (バルカン) に限って呼ぶときに south-eastern Europe (SEE) を使っている (注 (11) 参照)。EU は、central and eastern European countries, 10-CEECs などを使用し、世界的に統一された呼称はない。英エコノミストは、ポーランド、リトアニア、ベラルーシ、ウクライナが 2010 年頃には新中欧になるという見通しも伝えており、ヨーロッパの呼称は当面は流動的となりそうだ。

EU 加盟に関して、加盟の経済基準である市場経済への移行については国や地域によって異なり、ハンガリーの場合は 1970 年代から中央計画経済に市場経済を一部導入した並行経済を進め、ポーランドの場合は、重債務に苦しみながらも集団指導体制はとらなかったが、こうした国では体制転換は比較的順調に進んだ⁽³⁶⁾。反面、ルーマニアやブルガリアのようにコメコンの忠実な信奉国では、市場経済化への市民の反感が根強く、順調には移行のペースが進んでいない。しかし、中・東欧、バルト諸国にとっては、苦渋の体制転換の中で、安全保障面では NATO への加盟、経済、社会、政治の面では EU 加盟が基本的価値観となっている。

EBRD の 2002 年版年次報告書によると、中・東欧、バルト、CIS (独立国家共同体) の経済支援を受けている 27 カ国は、過去 1 年間はグローバル経済の不確実性が増大するという影響を受けたものの海外直接投資は 2002 年は過去最高の 310 億ドルの水準が見込まれている。反面、中・東欧、バルト 9 カ国 (クロアチアを含むがブルガリア、ルーマニアは含まれない) の経済成長率は 2000

年の 4% から 2001 年には 2.5% に落ち込んでいる。中・東欧、バルトの多数国は 1 人当りの GDP では EU 平均の 50% 以下、失業率も 2 桁台で、今後とも持続的な成長と改革が引き続き必要となっている。

とはいえ、欧州委員会が加盟を勧告したこれらの地域は潜在的な発展を秘めた一大経済圏で、体制移行への意欲が強い上、よく訓練され、また低賃金で雇用可能な技能労働者の存在は投資家にとっても大きな魅力である。欧米、日本、韓国などから企業の直接投資が今後も活発化し、激動的な体制転換を安定化するマクロ経済のメカニズムとして機能することが期待されている。

Ⅲ-2 改めてハンガリーを考える

私は、2002 年 3 月、ハンガリーを訪れ、科学アカデミー経済学研究所、外務省など EU 加盟の担当者と会い、加盟への進捗状況を伺ったので、資料を含めヒアリングから改めてハンガリーを市場経済移行を代表する 1 つの国として取り上げる。

ハンガリーが EU 加盟に有利な点は、何といても早くから西ヨーロッパと接触し、歴史的、文化的な価値を共有する環境の中で、政治、経済改革に取り組んできた面を指摘できる。1968 年には、「新経済メカニズム」を導入し、漸進的に非中央管理システムを進め、部分的に市場経済を取り入れながら、着実に国民の生活水準を高めていった⁽³⁷⁾。多額の債務を抱えていた 1970 年代末に、市場の原理に向けた決定的な政策が取られ、1980 年代に新しいタイプの経済組織として合法的に認められた民間企業が急激に出現し、1982 年の深刻な経済危機に見舞われた後、1982 年に IMF (国際通貨基金)、世界銀行に加盟した。

ハンガリー外務省の加盟交渉担当者カタリン・ナージは、EU 加盟の理由を長い世代にわたる外国による支配からの独立と安全保障をハンガリーの基本的価値観として挙げた上で、安全保障は NATO への加盟によって得ることができ、経済、社会の局面では EU 加盟によって、安定、成長、福祉が保障されると語った。

当初、1989、90 年に始まる体制転換によって、中・東欧諸国は、経済の停滞、インフレの高騰、財政赤字、深刻な失業、貧困の急増といった深刻な事態に逢着した。しかし、ハンガリーは近隣諸国に比べて、社会主義経済に市場経済を部分的に導入する並行経済を進展させ、早い段階で市場経済化に挑戦し、海外直接投資の誘致に積極的に取り組んだことから、経済成長率は高く推移し、失業率は EU 加盟国に比べて低い水準となっている。

ハンガリーは機能する市場経済に必要な制度上の枠組みを構築し、海外直接投資と民営化、更に中小企業のダイナミックな発展で GDP の 80% はすでに民間企業によって生産されている⁽³⁸⁾。GDP の成長率は 1997 年以降 4% を上回ってきており、2000 年の成長率は体制転換後最高の 5.2% に達した。世界景気の停滞にもかかわらず、2001 年前半の成長率は 4.2% と健在で、構造改革と経済の成長基盤を目指すインフラ整備への投資によって成長率は今後何ヵ年かは 5% 台に戻ることが可能とされる⁽³⁹⁾。

ハンガリーでは市場経済が機能し、EU域内の競争圧力と市場の力に対処するための経済のリスラ面での大幅な前進がみられたが、反面、物価の安定と、医療保健、輸送、地方政府の分野での財政の整理統合に向けての進展は未だ緩慢である。また、失業率は下ってはきたが、雇用率はEUの平均に比べると依然として低く、地域間の格差と熟練労働者の不足が際立っている。このため、雇用率を高めることが中・長期の課題であるが、成長率と競争力が雇用を増やしそうであるとし、ハンガリー政府と欧州委員会によるハンガリーの雇用情勢に関する共同評価はおしなべて明るい展望を描いている。

1990年代後半に、ハンガリー経済と生産性がEU加盟の多くの国に比べて好調なところから、ハンガリーは失業率の引き下げに可成り成功している。1999年の失業率は7.0%だったが、これはスロバキアの16%、リトアニアの13.3%、フランスの12.1%、イタリアの11.7%、ポーランドの10.6%、ドイツの8.9%に比べて低い。ハンガリーとEU加盟国の経済格差は早いペースで縮小してきているが、1人当りのGDPではハンガリーは依然としてEU加盟15カ国平均の53.3%であり、この点に留意しておく必要がある⁽⁴⁰⁾。

EUと社会政策で交渉を担当しているハンガリー政府間専門家グループの責任者は、貧困を減らしEU加盟を促進する1つの政策は、最低賃金の引き上げであるという⁽⁴¹⁾。ハンガリー財務省は2000年に最低賃金制を導入し、月収で2万5500フォリント（1フォリントは0.53円、03年5月）、2001年には4万フォリント台、2002年には5万フォリント台に引き上げることになっている。ただし、ハンガリー政府と欧州委員会の雇用政策優先に関する共同評価の中では、最低賃金制は強制ではなく、また求職のインセンティブにはならないとしている。しかし、地域間格差の解消を目指すという観点から、またEU加盟国とのGDP格差を縮小し、EUの雇用体制に近づけるという点では1つの対応策といえよう。

Ⅲ-3 政治基準、少数民族保護の問題

EU加盟の条件であるコペンハーゲンの基準では、少数民族の尊重と保護を満たす必要があるが、ハンガリーの場合はロマ人（通称ジプシー）の社会統合が課題である。ロマ人はブルガリア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアに広く居住し、平均的に人口の5%を構成しているとみられている。ロマ人が居住する多くの国では、ロマ人居住のコミュニティは、民族集団としてより社会の底辺層とみられがちなため問題が複雑である⁽⁴²⁾。ハンガリーではロマ人は居住分布としては東部の貧困地域に集中しているが、通常は、組織化された政治の代表が居らず、また子供たちが特殊学校に通わされ、教育の主流から隔離されるといった差別的扱いを受けている。従って大人の場合も、労働市場では下位の非熟練労働者層に集中している。体制転換期には最も厳しい失業にさらされた人々である。

ハンガリー政府の社会政策に関するEU加盟交渉責任者のマリア・ラド担当官によると、社会主義時代にはロマ人には石炭など鉱業や建設業部門で低賃金の肉体労働の需要があり、ロマ人の

生活水準は必ずしも悪くはなかったが、時代の変革と推移に伴い、現在 40 代、50 代の労働者は当時の苛酷な労働で健康を害している者が多く、また若年労働者は教育を受けられず技能水準が低いと就職が困難な情勢になっている。一方、女性の場合は、多産で、社会に出て働く慣習が無いのが一般的であるという。

EU 加盟交渉責任者によると、短期・中期の対応策を編成し救済の手を差し延べてはいるが、社会の差別の問題も重なって解決は容易ではないという。具体策としては、例えば各地域で労働者を募集する地域オーガナイザーに職業訓練を施し、ロマ人の仲間労働者とのパイプとなるネットワーク造りに励んでいる。ただ、実際にはロマ人のコミュニティといっても断片的でまとまりが無く、話す言葉もコミュニティによって多少異なり、互いに競い合っていることから画一的な対応は必ずしも有効に作用しない面もあるという。

とはいえ、ハンガリーは EU 加盟の政治基準の人権の項に照らしても積極的にロマ人の社会への統合に腐心していると説明したが、ロマ人はハンガリーだけでなく、チェコ、ポーランド、ルーマニアなどに広く散在して居住しているところから、広域の総合的な統合策が必要であるとの認識を示した。

ロマ人についてはチェコでは、1991 年の人口調査によると、ロマ人は 3 万 3500 人が居住していたが、公民権剥奪によって外国人に指定する市民権法が成立したため、多くのロマ人は流浪の民となり、チェコ市民になるにはロマ人は登録された居住者、犯罪記録が無いなどを証明する必要に迫られ、幾つかの難かしい規定を満たさねばならなくなった。この結果、雇用機会の権利、公営住宅の入居権、子供の入学や社会福祉の受給など様々な面で影響が及ぶことになった。これに対して国連の人権委員会からチェコ政府によるロマ人の扱いについて批判が出され、特に多数のロマ人の子供が知的障害者向けの学校に入居させられている件が言及された⁽⁴³⁾。

ロマ人が 3.7%、トルコ人が 9.4% のブルガリアは全人口の 85.7% がブルガリア人で比較的同質社会といえ、これまで目立った民族紛争が起きたことはなかった。しかし、欧州委員会は EU 加盟を申請したブルガリアに関する 1998 年の報告で、ロマ人の扱いについて懸念を表明した。この結果、ブルガリア政府とロマ人団体、非政府人権団体の間で協議が持たれ、1999 年 4 月、ロマ人をブルガリア社会に統合する計画の枠組みが採択された⁽⁴⁴⁾。

2002 年 10 月 9 日の欧州委員会の勧告の中では、困難な状況を改善するための各国の行動計画の実施に進展がみられたとして特定の国の対応には言及していない。共同体の差別反対の法体系に従って、包括的な反差別法の採択と実施を求めている。

IV EU の東方拡大と統合の未来

IV-1 拡大が直面する課題

超国家的統合の理念に基づいて発足した欧州の統合は、ユーロ官僚、閣僚、首脳の理事会が先導する形で深化し、EU の法令が加盟国議会の基本法となるにつれ、EU と加盟国議会、つま

り、EU と加盟構成国との間の権限の配分が課題となった。EU と国家間の権限については、マーストリヒト条約第 3b 条に補完性の原則 (principle of subsidiarity) として規定されているが、明確ではない⁽⁴⁵⁾。今回、10 カ国が 2004 年に一括して加盟する見通しになったことが契機となって、補完性の原則とは何かを改めて問いただす機会となった。また、同時に、EU 基本憲章に盛り込まれた普遍的価値である自由、平等、市民の権利、そして市民参加の EU とは何かを問い掛ける機会ともなっている。

補完性の原則という考え方は、古くはローマカトリック教会が、この原則の社会的教義を発展させ、「社会は弱い立場の人々 (構成員) に助けの手を差し伸べるべきではあるが、その人々の自尊心と自主性の保持に気を配らなければならない⁽⁴⁶⁾」としている点に遡る。

この原則が共同体で現われたのは、連邦主義者、ベルギーのレオ・ティンデマンス首相を委員長とする機構改革調査委員会が設けられた時である。欧州委員会がティンデマンス委員長に提出した提案の中で、「EU を創設するには新しい憲法を起草すべきである。従って補完性の原則 (principle of subsidiarity) に従って、EU は加盟国がもはや有効に対応し得ない問題に限って責任を与えられるべきである……」と述べている。

次ぎの段階は、ジャック・ドロール委員長に促されて、補完性の原則をマーストリヒト条約に織り込んだ時である。この原則は、EU と加盟国との間の権限の配分に止まらず、加盟構成国と市民、EU と EU 市民権にも関わる問題であろう。古い国で大国のフランス、スペイン、イギリス、イタリアといった国で地方分権化が進む場合、市町村と県 (州)、国家、そして EU との関係にも波及するので、こうした状況を睨んだ取組みが必要となったのである。

IV-2 市民の EU と民主主義の赤字

マーストリヒト条約をめぐる、1992 年 6 月 2 日のデンマークの国民投票で批准が拒否された際、EU の設立に赤信号が灯るといふショックの波紋が広がった。次いでニース条約が 2001 年 6 月のアイルランドの国民投票で否決された。アイルランドは EU 加盟によって経済的な恩恵を受けており、事前に国民投票による批准の拒否という否定的な見通しは伝えられていなかった。例えば、ル・モンドが、「ヨーロッパに与えた突然で不意のショック」の見出しで伝えた (6 月 11 日付) のは、この間の事情を物語っていると考えられる。

今回のニース条約の批准については、アイルランド以外は議会による採決で批准した。EU は 6 月 11 日の外相理事会で、否決理由が明確でないとして条約の修正は不要と判断した。しかし、条約の批准は加盟国の全会一致が必要なため、国民投票を改めて実施し、可決が求められる。今回のアイルランドの国民投票の結果は、「民主主義の赤字 (democratic deficit) で表現される、決定に関する市民不在の懸念を際立たせた。選挙で選出された政府が決定するとはいえ、市民に対して十分な説明責任を果さない決定は市民からむ遊離し、市民の足は投票所から遠のくという政治的無関心につながりがちとなる。

その後、アイルランド政府は、市民に対して、通貨統合への参加などアイルランドが EU に加盟して得ている利益は大きいなど、精力的な説得キャンペーンを繰り広げた結果、翌 2002 年 10 月 19 日の 2 回目の国民投票で、ニース条約は 62.89% の賛成多数で一転して批准が承認された。ニース条約は 2003 年 2 月 1 日発効した。

こうした情勢を踏まえて、EU 首脳は、2001 年 12 月、ベルギーのラーケン会議で、EU が一定の分野で官僚化したことを反省し、EU の法制度はもっと市民に開かれたものにすべきであると自己批判し、ここに初めて市民の EU が大きな課題に浮上した。

Ⅳ-3 ヨーロッパの将来に関する協議会 (convention)

マーストリヒト条約をめぐるデンマークの国民投票に続いて、アイルランドの国民投票がニース条約を否決したことは、加盟各国の市民参加という視点だけでなく、ヨーロッパ市民という共通の視点から考える時代が到来していることを告げる機会となったともいえる。マーストリヒト条約は、EU 加盟国の国籍を持つすべての個人は EU の市民となると規定し、ヨーロッパ市民権が誕生している。

マーストリヒト条約で、域内での人の自由な移動、居住、労働の権利を認め、居住先で地方自治体、欧州議会の選挙で投票し、立候補できる政治的権利を付与している。更に、同条約を一部改定したアムステルダム条約で、「自由、民主主義、人権、基本的自由の尊重」を追加し、ニース条約で、尊厳、自由、平等、団結、市民の権利、正義の 6 章から成る EU 基本権憲章を宣言した。基本権憲章を法秩序に盛り込むかは今後に持ち越されているが、EU の民主主義、法の支配、普遍的価値についての考え方は強化され、EU 加盟国の市民はこうした価値観を共有している。

一方で政治の潮流は、1990 年代後半には、社会民主主義に立脚する中道左派、左派が主流であったが、グローバル化、9.11 の米同時多発テロの影響で、移民、難民、治安強化の対策が急浮上し、21 世紀に入ると、中道右派、右派が台頭する逆転現象が起きた。その後、2003 年 3 月 19 日 (米東部時間) に始まった米英のイラク攻撃が欧州の政治にどのような波紋を描いていくか、政治統合にも関わると考えられるので、その動向は重大視される。

こうした中で、EU が 2002 年には旧共産圏諸国も含めた 10 カ国という多数国の 2004 年からの加盟を承認したことで、市民の EU、EU と加盟国の権限の配分、EU の統治、統合の行方を根本的に総点検するという統合発足以来の一大論議に発展している。

2001 年 12 月のラーケンの首脳会議では、汎ヨーロッパの未来を視野に入れた、ヨーロッパの将来に関する協議会 (Convention on the future of Europe) を設立した。協議会は、フランスのジスカール・デスタン元大統領を議長に、イタリアのジュリアーノ・アマート元首相、ベルギーのジャン＝ルク・デハーネ元首相を副議長に、加盟 15 国の政府代表、議会の代表 30 名、欧州議会から 16 名、欧州委員会から 2 名、更に加盟交渉国から政府代表各 1 名、議会議員各 2 名の参加

となっている。但し、新規加盟予定国の代表にはコンセンサスを阻む権限は与えられていない。協議会を取り仕切る議長団はジスカール・デスタン議長から成る12名で構成されている。

更に、幅広い討議、全市民の関与を可能にするため、市民団体が意見を発信できる「フォーラム」を設けた他、個人の自由参加を可能にするウェブサイト「futurum」を立ち上げた。欧州委員会のロマーノ・プロディ委員長は2002年2月28日の協議会の初会合で、「私はEUには憲法が必要だと考える。EU憲法の制定によって、EUの政治的実体性は強化される」と述べ、EU憲法制定の必要性に言及した。

IV—4 協議会の検討課題

協議会は以下の課題を鋭意検討することにした。

- (1) はEUと加盟国の権限の配分の明確化と簡素化、調整の問題。EUと加盟国が共有し、また双方に配分される権限とは何か、市民の意向や期待はどのように取り込むのか、共通外交安全保障政策でもっと一貫した政策を樹てられるのか、2003年に編成予定のEUの緊急対応部隊の任務である、「人道・救援、平和維持、平和創出を含む危機管理の任務」であるペータースベルクの任務を更新する必要があるのかどうか、警察・司法協力はもっと統合した方がよいのかどうかなどである。
 - (2) は、統合の深化、拡大に伴い拡散し、複雑化したEU法令の簡素化の問題。EUの各種法令を再定義し、その数を減らすことが鍵となっている。統合がスタートし、今日までの50年間、EUは4つの基本条約を制定、統合を深化、拡大させてきた⁽⁴⁷⁾。共同体の権限や機能は各条約に分散され、一般には分かりにくく、条約を簡素化するため、EU憲法の制定を視野に入れた簡素化が課題となっている。
- また、法令は、拘束力、適用方法などで、規則、指令、決定、勧告、意見の5つが規定されているが、適用方法をめぐる再編成による簡素化が課題となっている。加盟国にもっと裁量権を与えることも検討課題の1つとされる。
- (3) は、民主主義に則り、透明で効率的なEU機構の改革である。欧州委員会の権限と効率性をどう高めるのか、欧州委員会の委員長をどのように選出するのか—EU首脳会議か、欧州議会か、又はEU市民による直接選挙で選ぶのか、また、欧州議会の役割、閣僚理事会の権限の強化などの問題も挙げられている⁽⁴⁸⁾。
 - (4) は、加盟各国議会の役割である。新しい機構の中で、加盟国議会に閣僚理事会、欧州議会と並んで影響力を持つ、代表的な機能を持たせるのか、また、現在の6カ月間の議長国の輪番制をどうするかなど、透明性、簡素化、敏速化の意思決定を含めた検討が求められている。

協議会は上記の課題を広範囲にわたり、抜本的な検討を重ね、2004年に予定される政府間会議（重要事項を決定する首脳会議）に勧告する。この協議会では、EU憲法の制定の必要性について言及しているが、憲法制定の問題は2000年6月、ベルリンの連邦議会でフランスのシラク大統領

領が提唱するなど必要性が言及されている。その他、欧州大統領制の導入、EU 拡大圏を統治する制度も EU 統合の未来を展望する上で大きな検討課題である。今回の協議会で結論が出るかどうかは別として、深化し、拡大する EU 統合の未来を展望する上では、連邦制を含めた政治の最終形態 (finality) の検討が重要課題の 1 つと言える。

ラーケンの首脳会議では重要な幾つかの議題をめぐって、連邦主義をめざす国とナショナルな国家志向の強い国との間にすでに綱引きが行われた。連邦主義をめざす国々では、外交政策、税制、欧州大統領制を強く推す動きがすでに想定されていたし、これに対して、主権に依拠する国民国家志向の国々は、EU 権限の肥大化を抑制する路線を貫こうとしたとされる。これ以上権限を EU に委ねたくないイギリスは、「ヨーロッパ超国家」の創設に警戒感を示し、逆に EU から一定の権限を加盟国議会に取り戻す可能性を探るスタンスを取った。通貨統合の適用除外を受け、ユーロ未加盟のスウェーデン、デンマークも国家主権を重視する国民国家グループに属し、ニース条約を一回目の国民投票で否決したアイルランド、欧州統合に反対の姿勢を示してきたシルヴィオ・ベルルスコーニ首相が率いるイタリアもこれ以上の統合には懐疑的とされる。

これに対し、連邦制志向の、議長国ベルギーのフェルホフスタット (Verhofstadt) 首相は、「ラーケン宣言は、欧州大統領の直接選挙、EU 憲法、基本的権利憲章を討議のメニューに載せたことによって数々の禁句を破った」と述べた。フェルホフスタット首相とドイツのシュレーダー首相は、閣僚理事会自体、EU 議会の第二院にしてはどうか、立法府の討論は公開にすべきだという考えに立っているとされる。フランスは英独中間のスタンスを取って来た。

現段階での討議の内幕をみても、イギリスのフィナンシャル・タイムズは、2003 年 2 月 7 日付で、協議会が討議した EU 憲法の第一次草案が公表され、外交政策、経済、宇宙開発について現加盟 15 ヶ国に大きな役割を持たせるといった案について、イギリスが直ちに草案の何項目かは受諾できないとして拒否したと伝えた。イギリスは外交政策についてはアメリカとの大西洋パートナーシップによって独自路線の余地を残しておきたい考えで、フィナンシャル・タイムズによるとイギリスは第一次草案を予想以上に欧州連邦国家を目指すものだと主張したと伝えられる。

協議会は様々なテーマをめぐって討議が難航すると予想されるが、これまでの統合をめぐるメリットとして多様なアイデア、見解が提示され、衝突しながらも経済分野で着実に進展してきたことが指摘できる。共通農業政策、市場統合、通貨統合などは経済分野の大きな統合の成果であるが、今回の統合をめぐる討議は未来を見据えた政治統合に大きなステップを踏み込めるかどうかの正念場として大いに注目される。

IV-5 欧州モデルと安全保障問題

拡大 EU 圏の世界では今後何が起きるのか。欧州委員会の未来研究ユニット (Forwad Studies Unit) は、1998 年に、「ヨーロッパ 2010」の報告書を発表し、ヨーロッパの未来のシナリオを描

いている⁽⁴⁹⁾。(1) アメリカ型自由経済の世界制覇と社会不安の増大, (2) 衰退するEUと国家, 活性化する地域社会, (3) 「第三の道」を模索するヨーロッパとEU統合の進展など5項目にわたって未来像を描いている。

例えば, 第1のシナリオで, 市場の勝利により, 社会格差が拡大し, 都市犯罪やテロ行為が増え, 環境が悪化しているとか, 第3のシナリオで, 市民社会が勃興し, 地域共同体組織や政治討論の市民社会のネットワークが形成されつつあるとしている。また, 頻発する地域紛争と大国主導型EUの出現のシナリオでは, 大量発生する移民, 難民に対して国境検問所が林立し, テロによって死刑が復活するなど様々なケースを想定し, 今後の予測につなげている。

しかし, 予測はあく迄想定であり, 未来は未だ定まっている訳でないとも言えよう。欧州統合の共同体発足当初は, 一国家至上のナショナリズムを放棄し, 不戦による平和と安定したヨーロッパを築くため, 国民国家の主権の一部を共有の超国家機関に委ねて統合されたヨーロッパを構築する目標を掲げた。この理念の下に, 統合を深化し, 拡大するという2つの方針が打ち出された。しかし, この理念に基づく中・長期的なシナリオが発足時に存在していた訳ではない。時代の推移の中で, 短期, 中期の目標を掲げ, 経済的には共通政策, 市場統合, 通貨統合を進めてきた。海図を描いて未知の大海原を航海して来た。

その結果として, 社会経済的には, 社会的結束を強め, 人を重視し, 福祉に配慮したモデルを目標に掲げ, 域内の人の移動, 労働, 居住の自由を認めた欧州市民権を導入した。2003年6月のリスボン特別首脳会議は, 「持続的な経済成長, 完全雇用, 社会的結束の強化」という3つの目標を追求する欧州経済社会モデルの構築を目指す新戦略を設定した。アメリカの自由市場経済中心の資本主義モデルに対して, ヨーロッパ型資本主義のモデルを提示した。EUはユーロ立ち上げに続く, 持続的な経済成長のために, 知識を基礎とする経済圏の構築が必要だとして, 「欧州電子化行動計画」を中心に据えた⁽⁵⁰⁾。

こうして, EUは欧州の統合を進めてきたがその統合は常に激動の世界情勢の波に揉れながら, その中から立ち上がった面が多い。ユーロ導入の源は, 1971年のドル危機による欧州各国通貨の下落により共通通貨を志向したことに求められるし, 共通外交安全保障政策は, 1991年の湾岸戦争, 1992年以降の旧ユーゴ紛争が引き金となった。EUが中・東欧, バルト諸国キプロス, マルタの10カ国の一括加盟に踏み切った裏にはNATOの78日間に及ぶ空爆を招いた1999年のコソボ紛争が多数国同時加盟の背景として指摘されている。

従ってグローバル化, 9.11米同時多発テロの問題は経済, 社会, 政治の分野でEUに様々なインパクトを与えてきている。同時多発テロが引き金となった移民, 難民のヨーロッパへの流入増に対して, EUは2001年12月のラーケンの首脳会議で欧州逮捕状の導入を決めた。EUはテロリズムとの闘いではアメリカに連帯感を表明し, EU逮捕状 (arrest warrant) の採択に踏み切った。ただ対象とする32の犯罪リストには人種主義に関わる面があるとして進歩派, ナショナリスト派の間に懸念があると伝えられた⁽⁵¹⁾。

Ⅳ-6 米英のイラク攻撃と EU, NATO

本稿の校正時に、米英軍が2003年3月19日、イラク攻撃を開始した。国連安全保障理事会では2002年11月8日、イラクの大量破壊兵器査察再開のための決議1441を採択して以来、査察の継続、強化を求めるフランス、ドイツ、ロシアとイラクに対する武力行使の承認を求めるアメリカ、イギリス、スペインが最後まで鋭く対立した。アメリカなど3カ国はメキシコ、パキスタンなど中間派の支持を取り付ける多数派工作を進めたが失敗し、3月17日、武力行使承認の修正決議案の採択を取り下げた。

アメリカが主張する大量破壊兵器保有のイラクに対する武力行使の問題は、その是非をめぐる国際社会を大きく揺さぶり、アメリカの一国主義 (unilateralism) か多国間主義の枠組みかの21世紀の国際秩序を占うともいえる問題に発展した。結局、国連という多国間協議の枠組みの中での対応を協議してきたが不調に終わった。その結果、多国間協議の存在理由、米欧同盟の亀裂、欧州内部の対立へと進んだので本稿では米欧同盟、EUに関わる問題に絞って触れる (2003年3月30日現在)。

アメリカのブッシュ政権は、9・11同時多発テロ以降、アメリカの安全保障を確保するため、大量破壊兵器を保有する敵国に対して先制行動を取るという国家安全保障戦略を策定した。ブッシュドクトリンは、(1) —グローバル問題の対応には国際条約や国際法よりも、相互的でなく一方的な措置の方が有効である、(2) —如何なる国、国々もアメリカの軍事的支配に挑戦することは出来ない、(3) —アメリカは、テロリスト、大量破壊兵器の保有国に対して先制行動を自由に取れる、という3つの主義を掲げた (Business Week, March 24 2003)。ブッシュ大統領はこうした背景の下に、イラクに対して最後通告したとされる。

これに対し、二度に亙る世界大戦の教訓から多国間主義、法の支配に基づいて欧州の統合を推進してきた欧州共同体加盟国のうち、フランス、ドイツ、ベルギーは国連による査察の継続と強化の線に立ち、武力行使容認決議に反対の立場をとった。ここに、冷戦時に築かれた大西洋同盟を中心とする米欧同盟に大きな亀裂が生じた。アメリカは、イラク攻撃に備え、2月、米欧同盟の要である NATO にイラクの隣国トルコの防衛支援を要請したが、フランス、ドイツ、ベルギーの反対で合意に至らず、2月16日、フランスが加盟していない NATO の防衛計画委員会でトルコ防衛支援が成立し、辛うじて綻びを取り繕う形となった。しかし、アメリカが頼みのトルコの議会が3月1日、アメリカ軍のトルコ駐留を否決し、その後、領空通過を認めるという協力に止まったためアメリカは軍事戦略の修正を迫られたものとみられる。アメリカの誤算になるのだろうか。

NATO は1997年5月、クリントン・エリツイン会談で、米ロが互いに敵視しない基本文書に調印したのを受けて、7月にチェコ、ポーランド、ハンガリーの加盟を認め、また、2002年11月のプラハの首脳会議でルーマニア、ブリガリア、スロベニア、スロバキア、バルト3カ国の7カ国の加盟を承認した。これら7カ国はアメリカの支援を受けての加盟承認となった。中・東欧

諸国は、冷戦終焉後は安全保障は NATO に依存し、政治、経済は EU 加盟でという2つの柱の戦略に立っており、NATO 加盟が認められたこれらの中・東欧諸国は同時に EU 加盟の予定国である。こうした中で、2003年1月末、ハンガリー、ポーランド、チェコの中・東欧3カ国を含む8カ国がアメリカの政策に左袒する声明を発表、また、2月5日には NATO と EU 加盟予定のバルト3国、ルーマニア、ブルガリアなど10カ国がアメリカ支持の声明を出し、欧州内部で描いた波紋がさらに広がった。

こうして、欧州の分裂が深まる情勢で、EU は2003年2月18日の緊急首脳会議で、(1) 国連の査察を完全に支持する、(2) 武力行使は最後の手段として行使されるべきである、という共同声明を発表した。フランス、イギリスの立場を織り込み、EU の結束を最優先した内容となっている。さらに、EU は、3月20、21の両日、ブリュッセルで開いた首脳会議で、戦後のイラク再建には国連が中心的な役割を担うよう求める共同声明を発表した。内部対立を避け、一致できるところに焦点を当てた声明となっており、立場の相違が顕在化した渦の流れの中で、この声明は多国間協議と法の支配を政治的な理念とする EU としての最低限の共通の外交路線と言えよう。

とはいえ、EU のソラナ共通外交・安全保障上級代表が2003年2月24日の EU 外相理事会のあとの記者会見で、「共通政策を作ろうとしてきたが、失敗した」と語った(朝日新聞、2003年2月26日)ように、基本的にはマーストリヒト条約で規定されている共通外交・安全保障政策は発動できなかった。しかし、今回の米英のイラク攻撃は、主権を持つ一国の利害と同時に EU や NATO の枠を越えた国連という多国間協議の場の問題であるだけに共通政策は発動できなかった面もあると考えられる。現在、EU は、04年5月に中・東欧・バルト諸国など10カ国の加盟を控え、「欧州の将来に関する協議会」で EU と加盟国の権限の配分、EU 憲法の制定など重要な課題を討議しており、EU は政治統合を進める上であらたな十字路にさしかかった。

V クォーヴァディス? ヨーロッパ

V-1 三層と関わる発展

EU の統合の行方は、当面三層の局面に関わりながら展開していくものと考えられる。

(1) 国連、NATO、アジア、中東など国際機関や地域圏との関係で、経済関係、外交、安全保障の分野でのプレゼンス強化を志向し、グローバル世界に対する関与を強めていきそうだ。クーデンホーフ・カレルギー伯は、大戦で没落するヨーロッパの復活を願って、「パン・ヨーロッパ運動」を提唱したが、この構想の中で、ソ連の征服を阻み、アメリカに対抗する戦略に触れている。米ソに対抗できるヨーロッパの考えは今日にも生きている。

例えば、EU はアジアで経済的プレゼンスを強めることによって世界経済をリードしたいという思惑がある。ASEM (アジア・ヨーロッパ首脳会議) が定期的開催されているが、アジアとヨーロッパをつなぐ戦略的枠組として EU は位置づけていると考えられる。

また NATO との関わりも重要な要素である。イラクをめぐる情勢の展開次第で今後 NATO の

軍事同盟としての存在理由を問われることになり事態は、流動的、また不透明で進路は不確定となった。冷戦の終焉、ソ連圏の解体に起因する旧東欧諸国の NATO への傾斜は、これまで二次に亘って 10 カ国の加盟が認められた。東西ヨーロッパの融合である。ただし、西欧にはヨーロッパ中心の安全保障と防衛能力を高める「欧州安全保障・防衛アイデンティティ (ESDI)」の考えがある。この ESDI は NATO の枠組の中で発展していくことが承認されてはいるが、イラクに対する武力行使といった世界的な重要問題が発生する場合にはアメリカの意向とは異なる作用をし、北大西洋同盟を揺さぶる事態に発展することもあり得ることが明らかとなった。元々、米欧の利益は米ソ対決の時代から変わって一枚岩にはなり得ないし、従って米欧同盟の一つの時代が終わり再構築の時と言えるかもしれない。また中・東欧・バルト、キプロス、マルタの 10 カ国が EU に加盟した場合、EU 内部で共通外交安全保障、防衛政策も対立含みとなるかもしれない。加盟国に向けられた銃口に集団で反撃する時代が遠のき、イラクの大量破壊兵器、北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国の核兵器開発といったユニバーサルな現代の脅威の問題に対処する場合、基本的には国際連合の枠組みの中での模索が改めて問われることになる。不安定でラピッドな時代になって国連への回帰が新たに浮上している。今回の米英のイラク攻撃で NATO だけでなく EU の共通安全保障、防衛政策も困難な現実には逢着し、EU の軍事力強化の声も上がってきた。

(2) は、EU の更なる拡大と未加盟の周辺国との協力関係の問題である。EU への加盟交渉国のルーマニアとブルガリアは 2007 年の加盟が見込まれており、実現すれば EU は、加盟 27 カ国、人口で 4 億 8300 万人 (2001 年現在) の巨大な拡大圏へと発展する。2004 年、10 カ国が予定通り加盟すると、GDP は 1999 年時で、現在の加盟 15 カ国の 5% 弱増、購買力基準で 11% 増となる。1 人当りの GDP は購買力基準で 15 カ国平均の 40% に相当する。10 カ国が加盟した場合、ユーロ加盟希望国は、過渡的措置として、一定の変動幅の範囲で平価の調整が認められる固定相場制のメカニズム—EMS II への参加を選択できる。中・東欧・バルト諸国の主流は、カレンシー・ボードと呼ばれる、通貨当局がレートを固定した外貨 (ユーロ) の供給しか行わない固定相場制とするか、自由な変動相場制を採用している。現在エストニアはカレンシー・ボード制を、ポーランドは 1990 年に固定相場制だったが、2000 年 4 月に変動相場制へシフトした⁽⁵²⁾。イギリス、スウェーデンのユーロ参加と並んで新規加盟国のユーロ参加はもう 1 つの加盟後の焦点となる。

マケドニアは EU と安定化、連合協定を結んでおり、また、ユーゴ連邦構成国のモンテネグロはユーロを法定通貨に採用し EU 加盟に意欲的で、近い将来 EU 加盟は 30 カ国以上に拡大する見通しである。EU は一方で、裾野に広がる周辺国との協力にも意欲的で、ユーゴ連邦、ボスニア・ヘルツェゴビナなど西バルカン諸国に対して、安定・連合プロセスを進めている。

EU は地中海諸国との協力にも意欲的で、1995 年 11 月に、欧州・地中海パートナーシップ協定が結ばれ、EU はアルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア、イスラエルなどの

諸国と政治、経済、社会的対話を進めることになった⁽⁵³⁾。同じ脈略で、EUはロシア、ウクライナ、ベラルーシ、他に旧ソ連圏数カ国とパートナーシップ・協力協定を締結している。

(3) 国境周辺の地域協力圏－ユーロリージョン。国境にまたがる地域協力はすでに戦前から始まっていたが、中・東欧地域では1992年にハンガリーの2つの県とオーストリアの1つの州の発案が発展して国境地域評議会が設立された。これを契機に組織的な地域協力が活発化し、ウェスト・ニュガット・パンノニアユーロリージョンが1998年に結成された。ハンガリー、オーストリア、スロベニアにまたがるこのユーロリージョンは体制転換期の成功例とみなされている。海外からの直接投資が活発で、経済構造の転換として特に民営化が進み、旧大手企業が急速に復活した結果である⁽⁵⁴⁾。

中・東欧の国境にまたがる最初の地域協力圏であるカルパチア・ユーロリージョンは、ハンガリー、ポーランド、ウクライナ、ルーマニアの4カ国の国境地域協力として1993年に成立した。1100万人、10万6000平方キロの地域協力圏は、経済、社会の停滞の影響が出ているほか、4カ国が周縁地域とみなして責任ある国と地域の機関が大きな関心を払うまでには至っていない上、近年では犯罪組織によって車の密輸といった不法活動が暗躍し、全体の開発戦略が必要という指摘もある⁽⁵⁵⁾。しかし全体として、EU加盟を目前にした中・東欧諸国と未加盟の隣接国は、国境の壁が一層低くなるグローバル化、地域化の波に洗われながらそれに適応した生活圏を拓り開いていくのは妥当な考え方と言えよう。

V-2 拡大圏の統治システムとEU統合の未来

こう見て来ると、EU拡大圏の地域統合の発展にはしっかりした統治の政治制度が不可欠となってくる。2004年に25カ国、2007年に27カ国、今から10年後頃には30カ国前後の拡大圏が出現することを想定すると欧州政治統合の最終形態にまで踏み込んで討議を重ねるのは時宜に適っていると考えられる。政治統合は、国家のない通貨といわれるユーロの安定にも不可分の要素とも言える。地理学教授資格保持者で、欧州、地中海問題に関する著書のあるフランスのジャン・フランソワ・ドルヴェは、政治統合の選択肢として、(i) 厳密に経済的役割に限定し、政治的影響を受けない商人組合理型(中世のハンザ同盟都市)の建設、(ii) 巨大な行政府と同化されたシステムを持つローマ帝国型のモデル、(iii) ハプスブルク帝国やスイス連邦のように異民族共生を保証する地方(州、県)と国家の権限に配慮した連邦制を挙げている⁽⁵⁶⁾。

このうち、(i)は北欧諸国とイギリス連邦の長い経験を持つイギリスが望む統治の形態であるとみられるが、EUは経済統合の域を出て政治統合へステップを踏み込んでいる現状から対象外であろう。また、(ii)はEUが主権国家から構成されている以上、ローマ帝国型のモデルの再現は現実的ではない。結局、(iii)が関わる、ヨーロッパ合衆国から国家連合に至る領域の中での選択肢が現実的な統治の形態になるであろう。

ユーロの流通に次いで、東方への拡大が更に進み、政治統合が検討課題に浮上している情勢

で、統治の政治形態についての討論が本格化した。ドイツのヨシュカ・フィッシャー外相は2000年5月、ベルリンのフンボルト大学の講演で、(i) 議会は二院制で、一院は直接選挙による議員で構成し、もう一院は、上院型か州政府が任命するドイツ型の何れかとする、(ii) 行政府は欧州理事会、つまり各国政府から構成するか、現在の欧州委員会の構成を出発点とするかの選択肢があるという構想を個人的見解として提唱した。

これに続いて、フランスのシラク大統領は同年6月、ベルリンのドイツ連邦議会で国民国家に取って代わる超国家ヨーロッパの建設は否定した反面、欧州統合を加速するため先行グループ(pionniers)の設定を提案した。この先行グループにとって、経済政策の調整、安全保障・防衛政策の強化、有効な犯罪対策が対応の優先課題であると述べた⁽⁵⁷⁾。また大統領は、これと並行して、欧州憲法の制定を提案し、(i) もっと有効で、そして市民に分かり易くするため共同体の条約を再編成する、(ii) EUの最終的な地理上の境界線を画定する、(iii) EU基本権憲章の性格を明確化する必要を挙げた。EUの地理的境界に言及したことからローマ条約237条の「どの欧州国家も共同体の構成国になれる」と規定しているヨーロッパの国家とは何かという問いを投げかけたといえる。拡大するEUに一定の歯止めをかける必要があると考える意図の表われか。

翌2001年4月、シュレーダー首相はシュピーゲル誌上で、個人として連邦化構想を更に進め、(i) 現在のEUの閣僚理事会を第二の立法府とし、加盟国市民が直接選出する欧州議会を下院とする二院制とする、(ii) 現在の欧州委員会を中央政府にしてはどうかという見解を示した。

これに対し、フランスのジョスパン首相は、同年5月、拡大ヨーロッパの将来に関する演説を行ない、「連邦とは欧州議会からその合法性を引き出す欧州行政府を意味している。この行政府は外交、防衛の専有権を持ち、その場合、現実の国家はドイツの州かアメリカ合衆国の州となってしまう。フランスはこのような地位、連邦という考え方を受け入れることはできない」としてドイツの連邦化構想に反対の意向を表明した。しかし、ジョスパン首相は同時に、「連邦が、EUに対して、権限を漸進的に、また抑制した形で配分するか譲渡するアプローチを意味するのであれば、ジャック・ドロール(フランス出身の元欧州委員会委員長)が編み出した方式に従って国民国家連邦(fédération d'Etats-nations)について判断することになる。この国民国家連邦は連邦の理想と国民国家の現実を融合させるもので妥当と考える⁽⁵⁸⁾」と述べた。

こうして統治形態をめぐる、ドイツ、フランスが論戦の火蓋を切ったが、イギリスのトニー・ブレア首相もこの間、2000年10月6日、(i) EU委員長を1人制から、数人の複数制にする、(ii) EU憲法を作るより、「諸原則の宣言」(a statement of principles)を作る方が現実的、(iii) 欧州議会の他に、加盟各国議会の代表からなる欧州上院を設ける、(iv) 先頭集国の国々が統合を先行して進めてもよいが、この集国にはどの段階でもどの国も参加できるようにすべきであるなど6項目を含む政治改革を提案した⁽⁵⁹⁾。ブレア首相がEU憲法の必要性を否定した件については、その後、2001年12月のラーケンのEU首脳会議の声明では、EU憲法の可能性に言

及している。

おわりに

加盟国が30カ国以上のEU拡大圏を展望すると、統治基盤次第ではたがが弛み、分裂の危険も内包しているとみられるので、私は欧州委員会の専門能力と理事会の意思決定の権限をかみ合わせた独仏共同提案が1つの鍵と考えた⁽⁶⁰⁾。2003年1月14日、22日のエリゼー条約調印40周年記念日を前に、エリゼー宮で仏独両首脳がEU政治統合の統治の枠組について合意し、加盟国が選出する欧州大統領と欧州議会が選ぶ欧州委員長を設け、双方で権限を分担するという双頭体制を共同提案した。欧州大統領は、国民国家による意思決定を主張するシラク大統領が提案し、欧州議会による欧州委員長の直接選挙は、超国家的連邦制に則り、欧州委員会の権限強化を目指してシュレーダー首相が提案した。

この共同提案は2003年1月21日、独仏両国の外相がヨーロッパの将来に関する協議会に上提した。1月22日付のル・モンドは、「協議会は独仏共同提案に冷たく反応」の見出しで、特に小国が反応したとの反響を伝えた。一方で、1月22日付のフィナンシャル・タイムズは、2日間の論争の中から、ヨーロッパの将来の有り得る姿が現われてくるかもしれないと伝えた。「dual presidency」で伝えられる独仏共同提案について、この英紙によると、イギリス、フランス、ドイツ、スペインなどの大国から成る第一グループは、EU大統領を通じてEUはもっと大きな役割を与えられるのではないかと考えているとされる。また、小国中心の第二のグループは、この双頭制では小国が呑み込まれ、過去50年間に築かれたバランスが失われかねないと当初は強く反対していたが、協議会の主流の考えは、(i) 外交政策の多くの政策領域で個々の国の拒否権を廃止する、(ii) 欧州委員会と加盟国双方に責任を持つEU外相を常設する、(iii) 欧州議会にEU予算の承認権を与える、(iv) 欧州議会から選出される欧州委員会委員長は民主的合法性を持つといった革新的なコンセプトを圧倒的に支持するようになり、静かな革命が進行しているとこの英紙は伝えた。

独仏共同提案に対する協議会の当初の反応は、見解が百花繚乱の様相を呈していたとみられるが、それが一巡したところで次第に収斂してくるものと考えられる。EUが2004年には25カ国、2007年には27カ国に拡大することを展望すると、連邦制へ向かう政治の力学が働くことは必至と考えられるところから、主権の重みを改めて主張する声が高まるであろう。しかし、同時に、統合のたがが弛み分裂を回避するためにも、政治の求心力は一層求められているのも確かなのである。

そして今、EUは米英のイラク攻撃という世界の安全保障に関わる問題に直面している。この問題は、個々の国の立場、国連という多国間協議の枠組みに関わるとはいえ、EUの共通外交安全保障政策とは何かを改めて問う機会ともなった。中・東欧・バルト諸国の加盟を前に政治統合が大きな課題に登場している時機に、EUはまた新たな岐路にさしかかった。

注

- (1) Le Monde, 16 décembre 2002
- (2) Peter Meusburger, Heike Jöns, "Transformations in Hungary", Physica - Verlag, 2001, P.42
- (3) ibid., P.42
- (4) Edited by Derek Hall and Darrick Danta, "EUROPE GOES EAST", The Stationary Office, 2000, P.85
- (5) Edited by Pavlos Karadeloglou, "Enlarging the EU", Palgrave Macmillan, 2002, P.242
- (6) ibid., P.243
- (7) チェコスロバキアは 1993 年 1 月, チェコとスロバキアに分離し, それぞれが独立国家となる。
- (8) 田中友義「EU の経済統合」, 中央経済社, 平成 13 年, P.182
- (9) 1993 年 6 月のコペンハーゲンの首脳会議で決定した EU 加盟の基準
 - (i) 民主主義, 法の支配, 人権, 少数民族の尊重と保護を保証した安定した制度, (ii) 機能する市場経済が存在し, EU 域内の競争圧力と市場の力に対処できること, (iii) 政治, 経済通貨同盟の目的を受け入れることを含めて加盟国としての義務を受け入れる能力があることを設定した。また, このために行政, 法体制の整備が必要で, 法体系の総体であるアキ・コミュニテールに関して 31 項目にわたって審査, 交渉が行なわれてきた。
- (10) アキ・コミュニテール (aquis communautaires) —フランス語で共同体の獲得物の意味
 - ①物の自由移動②人の自由移動③サービス提供の自由④資本の自由移動⑤会社法⑥競争政策⑦農業⑧漁業⑨運輸政策⑩税制⑪経済通貨同盟⑫統計⑬社会雇用政策⑭エネルギー⑮産業政策⑯中小企業⑰科学・研究⑱教育・職業訓練⑲電気通信・IT ⑳文化・視聴覚政策㉑地域政策・構造機構の調整㉒環境㉓消費者・保健㉔司法・内務協力㉕関税同盟㉖域外政策㉗共通外交安全保障政策㉘財政規律㉙財政・予算条項㉚機構㉛その他
- (11) EBRD は中・東欧・バルト諸国という場合, central eastern Europe and the Baltic states (CEB) で, クロアチア, チェコ, エストニア, ハンガリー, ラトビア, リトアニア, ポーランド, スロバキア, スロベニアを指している。この場合, ブルガリア, ルーマニアは South-eastern Europe の中に含まれる。この他, central and eastern Europe (CEE) として, CEB と SEE を含めた表現も使用している。EU は今回の 12 カ国の加盟交渉国のうちキプロス, マルタを除いて 10—CEECS の表現も使用している。
- (12) 日本経済新聞, 2002 年 3 月 14 日
- (13) Commission of the European Communities, 'Towards the Enlarged Union Strategy Paper and Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidates countries', Brussels, 9.10.2002
- (14) Financial Times, December 30 2002
- (15) The Economist, January 4 th - 10 th 2003
- (16) Loukas Tsoukalis, "The New European Economy Revisited", Oxford University Press, 1997, P.249
- (17) Edited by Peter J.Anderson et all, "NEW EUROPE IN TRANSITION", Continuum, 2000, P.240
- (18) Derek H.Aldcroft, "The European Economy 1914 - 2000 4th Edition", 2001, P.284
- (19) Tito Boeri, 'Eastern Enlargement and EU - Labour Markets: Perceptions, Challenges and Opportunities', Discussion Paper No.256, February 2001, IZA (The Institute for the Study of Labor) in Bonn
- (20) ibid., abstract
- (21) 石井伸一「EU の東方拡大圏の課題」, 商経論叢, 第 37 巻第 1 号, 2001 年 7 月
- (22) La documentation Française, 'le courrier des pays de l'Est', mensuel No 1014, avril 2001
- (23) EBRD, Tnansition Report 2002, 'Agricultural Transition', P.86
- (23) ibid., P.86
- (24) ibid., P.86
- (25) Commission of the European Communities, 'Enlargement and Agriculture: Successfully integrating the

new Member States into the CAP', Brussels, 30.1.2002

(26) ECは1988年、構造基金を設け、5つの優先目標を設定した。

Objective 1-1人当りのGDPがEC平均の75%またはそれ以下の地域

Objective 2-辺境地域・産業斜陽化の深刻な影響を受けている地域

など5つのObjectiveがある。Objective 1にはギリシャ、ポルトガル、アイルランド、スペインの大部分、イタリア南部、コルシカ、フランスの海外県がそれに相当する。資金源-ERDF(欧州地域開発基金)、ESF(欧州社会基金)、EAGGF(欧州農業指導保証基金)のGuidance Section、EIB(欧州投資銀行)、ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)。Objective 1には基金の80%が割り当てられている(Encyclopedia of the European Union, edited by Desmond Dinan)

(27) op.cit., "le courrier des pays de l'Est", P.49

(28) Financial Times, 'An appetite for change', April 9, 2001

(29) Presidency Conclusions, Brussels European Council, 24 and 25 October 2002

(30) Le Monde, 'Bruxelles met en garde la Pologne, mal préparée à l'élargissement, Mardi 8 octobre 2002

(31) Financial Times, 14-15 December 2002

(32) Presidency Conclusions, Copenhagen European Council, 12 and 13 December 2002

(33) Le Monde, sélection hebdomadaire, samedi 21 décembre 2002

(34) 日本経済新聞, 平成14年12月13日

(35) International Herald Tribune (December 5 2002) 掲載のNew York Timesのロンドン特電

(36) 田中素香 et al『現代ヨーロッパ経済』, 有斐閣アルマ, 2001, P.338

(37) op.cit. "Transformations in Hungary", preface

(38) 'Joint Assessment of the Employment Policy Priorities of Hungary', Government of Hungary, European Commission, 16 November 2001, P.3

(39) ibid., P.3

(40) op.cit., "Transformations in Hungary", P.202

(41) dr. Mária LADÓ, head of Interministerial Group on Social Policy chapter. ブタペストのハンガリー科学アカデミーで2002年3月11日会い, 社会政策の分野でのハンガリーの立場を伺った。

(42) op.cit., "New Europe in Transition", P.242

(43) op.cit., Europe Goes East, P.74

(44) ibid., P.217

(45) マーストリヒト条約第30条に「提案された行動の目的が加盟国によって十分に達成できず、またその行動の規模あるいは効果の故に、共同体によって達成された方がよい場合に、またその場合のみに限って、共同体は補完性の原則に従って行動する」となっている。提案された行動の規模、効果、目的とは何かなど、全体として具体性を欠き明確化されておらず、中・東欧・バルトなど10ヵ国加盟の見通しとなり、また条約が国民投票で批准を否決される事態となって、EUと構成国の権限の配分、市民のEUの構築が討議の課題に浮上した。

(46) op.cit., Encyclopedia of the European Union

(47) 4つの基本条約とは1952年7月発効の欧州石炭鉄鋼共同体条約(ECSC)、1958年1月発効のローマ条約(欧州経済共同体(EEC))とヨーロッパ原子力共同体(EAEC)の2つの設立条約、1967年7月発効の欧州共同体(EC)条約、1993年11月発効のマーストリヒト(EU設立)条約の4つである。このうち、1952年7月23日発効のECSCは2002年7月23日使命を終え、幕を閉じた。

(48) Presidency conclusions, European Council Meeting in Laeken, 14 and 15 December 2001

(49) G・ベルトラン/A・シャルスキ/L・ペンク編著, 小久保康之監訳『ヨーロッパ2010』, ミネルヴァ書房, 2000年

(50) Presidency conclusions, Lisbon European Council, 23, 24 March 2000

(51) The Economist, December 15th 2001, 'curbing crime sovereignty'

- (52) The Editorial Board, "Ten Years of Transition in Eastern European Countries, *Revue d'Économie Financière*", Association d'Économie Financière, Special issue, 2001, PP.52-53
- (53) op.cit., "The European Economy 1914-2000", PP.284-285
- (54) op.cit., "Transformations in Hungary", PP.363-364
- (55) ibid., P.366
- (56) Jean-François Drevet, "L'Élargissement de l'Union Européenne, Jusqu'où?", L'Harmattan, 2001, PP.347-349
- (57) *Le Monde*, 28 juin 2000
- (58) Lionel Jospin, "Intervention sur l'avenir de l'Europe élargie", 28/05/2001, archives. premier - ministre. gov. fr/jospin
- (59) 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』, 講談社, 現代新書, 2002, PP.104-105
- (60) 石井伸一「汎ヨーロッパの未来—EU 統合の行方」, 神奈川大学評論 43 号, 2002 年 11 月 30 日

主要参考文献

- 1-Copenhagen European Council (12 and 13 December 2002) : Presidency conclusions
- 2-Brussels European Council (24 and 25 October 2002) : Presidency conclusions
- 3-Seville European Council (21 and 22 June 2001) : Presidency conclusions
- 4-Barcelona European Council (15 and 16 March 2002) : Presidency conclusions
- 5-Laeken European Council (14 and 15 December 2001) : Presidency conclusions
- 6-Göteborg European Council (15 and 16 June 2001) : Presidency conclusions
- 7-Nice European Council (7, 8 and 9 December 2000) : Presidency conclusions
- 8-Feira European Council (19 and 20 June 2000) : Presidency conclusions
- 9-Lisbon European Council (23 and 24 March 2000) : Presidency conclusions
- 10-Helsinki European Council (19 and 20 June 1999) : Presidency conclusions
- 11-Berlin European Council (24 and 25 March 1999) : Presidency conclusions
- 12-European Bank for Reconstruction and Development, Transition Report 2002
- 13-EBRD, Transition Report 2001
- 14-EBRD, Transition Report 2000
- 15-TREATY OF NICE, Official Journal of the European Communities, 2001
- 16-L'UNION EUROPÉENNE LES TRAITÉS DE ROME ET DE MAASTRICHT, La documentation Française, Paris, 1992
- 17-EUROPEAN UNION TREATY OF AMSTERDAM, Office for Official Publications of the EU, Luxembourg, 1997
- 18-TOWARDS THE ENLARGED UNION, Strategy Paper and Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidate countries, Commission of the European Communities, Brussels, Oct. 9, 2002
- 19-Enlargement and Agriculture : Successfully integrating the new Member States into the CAP, Issue Paper, Commission of the European Communities, Brussels, Jan.30, 2002
- 20-European Union Enlargement, European Commission
- 21-Edited by Károly Fazekas and Jenő Koltay, "The Hungarian Labour Market Review and Analysis 2002", Institute of Economics, HAS Hungarian Employment Foundations, Budapest, 2002
- 22-István Stumpf, Prime Minister's Office, Anna Diamantopoulou, European Commissioner for Employment and Social Affairs, 'Joint Assessment of the Employment Policy Priorities of Hungary', Budapest, 16 November 2002
- 23-Tito Boeri, Herbert Brücker, 'Eastern Enlargement and EU-Labour Markets : Perceptions, Challenges

- and Opportunities', Discussion Paper No.256, Bonn, February 2001
- 24-Why does Hungary want to join the EU', 'The present stage of negotiations', Ministry of Foreign Affairs, Budapest, Marsh 11, 2002
- 25-Robert Boyer, Mario Dehove, 'Du 《gouvernement économique》 au gouvernement tout court vers un fédéralisme à l'européenne', janvier 31 2001
- 26-Lionel Jospin, 'Intervention sur "l'avenir de l'Europe élargie"', discours, le 28 mais 2001
- 27-Derek H.Aldcroft, "The European Economy 1914 - 2000 4th Edition", Routledge, London, 2001
- 28-Edited by Marry Farrell et all, "European Integration in the 21st century", SAGE Publications, London, 2002
- 29-Edited by Peter J.Anderson et all, "NEW EUROPE IN TRANSITION", Continuum, London, 2000
- 30-Éditéf by Pavlos Karadeloglou, "Enlarging the EU", Palgrave Macmillan, New York, 2002
- 31 - Edited by Peter Mair, Jan Zielonka, "The Enlarged European Union", FRANK CASS, London, New York, 2002
- 32-Edited by Derek Hall and Darrick Danta, "EUROPE GOES EAST", The Stationary Office, London, 2000
- 33-Edited by Wojciech W.Charemza, Krystyna Strzala, "East European Transition and EU Enlargement", Physica - Verlag, Heidelberg, New York, 2002
- 34-Hella Engerer, "PRIVATIZATION AND ITS LIMITS IN CENTRAL AND EASTERN EUROPE", Palgrave Macmillan, New York, 2001
- 35-Stanley Henig, "THE UNITNG OF EUROPE", Routledge, London, 2002
- 36-Peter Meusburger, Heike Jöns, "Transformations in Hungary", Physica - Verlag, Heidelberg, 2001
- 37-Lászlo Andor, "HUNGARY ON THE ROAD TO THE EUROPEAN UNION", Praeger Publishers, West Port, U.S.A., 2000
- 38-Jean - François Drevet, "L'ELARGISSEMENT DE L'UNION EUROPÉENNE, JUSQU'OUÛ ? ", L'Harmattan, Paris, 2001
- 39-Association d'Économie Financière, "REVUE D'ÉCONOMIE FINANCIÈRE, Special Issue, TEN YEARS OF TRANSITION IN EASTERN EUROPEAN COUNTRIES", Paris, 2001
- 40-Comité de Rédaction, "REVUE D'ÉCONOMIE FINANCIÈRE, L'EUROPE BANCAIRE ET FINANCIÈRE APRÈS L'EURO, Montchrestien, Paris 2000
- 41-Commissariat Général du Plan, "L'Union européenne en quête d'institutions légitimes et efficaces", Commissariat Général du Plan, la documentation Française, Paris, 1999
- 42-Commissariat Général du Plan, "L'élargissement de l'Union européenne à l'Est de l'Europe, la documentation Française, Paris, 1998
- 43-le courrier des pays de l'Est, mensuel n.1014, avril 2001
'L'élargissement à l'Est de l'UE'
- 44-Edited by David G.Dickinson and Andrew w.Mullineux, "Financial and Moretary Integration in the New Europe", Edward Elgar Publishing, Northampton, Massachusetts, 2001